



## 国際金融公社

### グローバル中期債券プログラム

#### 当初発行日の3ヵ月以降に満期を迎える債券の発行

国際金融公社（以下「IFC」または「公社」といいます）は本目論見書でご説明するグローバル中期債プログラム（以下「プログラム」といいます）に基づき、関連各法、規則および指令を遵守したうえで、発行日の3ヵ月以降に満期を迎える債券（以下「債券」といいます）を、発行額面総額に上限を設けずに随時発行します。債券の販売は1社以上のディーラー経由、または公社が直接行います。

プログラムに基づいて発行する債券は、ルクセンブルグ証券取引所の上場リスト（以下「上場リスト」といいます）への登録およびルクセンブルグ証券取引所の規制市場における取引を申請済みです。本目論見書で「上場債」と記される場合（および関連するあらゆる記述）は、債券がルクセンブルグ証券取引所の上場リストに登録済みであり、ルクセンブルグ証券取引所の規制市場における取引許可を取得済みであることを意味します。また、発行時においてシンガポール証券取引所への上場合意がなされる債券についてはシンガポール証券取引所における取引および価格提示の許可も申請済みです。シンガポール証券取引所は本目論見書に含まれる記述内容、見解、報告事項、または目論見書に含まれているか引用されている事項の正確性に対しては一切の責任を負いません。従って、シンガポール証券取引所上場リストへの登録は公社または債券のメリットを示すものとはみなされません。当プログラムでは、債券の発行ごとに、公社と関連ディーラーが合意すれば上記以外の証券取引所に上場できることとしています。プログラムに基づく非上場債券が発行されることがあります。債券を上場債とするか非上場債とするか、また上場債であればどの証券取引所に上場するかについては、該当する債券の最終条件書に明記します。プログラムに関する1999年11月17日付の目論見書は、本目論見書の日付以前に発行した債券に係る事項を除き、本目論見書に置き換えられます。

債券の発行方式は、ブックエントリー方式、無記名式（以下「無記名債券」といいます）または記名式（以下「記名債券」といいます）のいずれかを該当する債券の最終条件書で指定します。無記名債券は、募集の一環としては米国内または米国人を対象とした募集、販売、交付はできません。債券は該当する最終条件書に規定された額面で発行されます。

債券の発行が特定者向け無記名発行（「プログラムの概要」に定義）としての適格性を意図したものでない限り、発行時において満期までの期間が1年超の無記名債券の各シリーズ（後に定義します）は無記名式の仮包括債券（以下「仮包括債券」といいます）の形で発行されますが、これは無記名式の恒久包括債券（以下「恒久包括債券」といいます。仮包括債券と合わせて「包括債券」と総称します）と交換が可能です。またその際、非米国人受益権者による保有が証明されれば、該当する債券の最終条件書に規定する範囲内で確定無記名式の無記名債券（以下「確定無記名債券」といいます）と交換することも可能です。特定者向け無記名発行の一環として発行する無記名債券の各シリーズは恒久包括債券の形で発行されるか、または該当する債券の最終条件書の規定によっては確定無記名債券の形で発行されます。米ドル建てで、かつニューヨーク連邦準備銀行（Federal Reserve Bank of New York）で清算および決済を行う債券（以下「Fedブックエントリー債券」といいます）は証書なしのブックエントリー方式で発行されます。記名債券は名義を記した証書（以下「証書」といいます）の形で発行されますが、その際、各債券所持人には記名債券1シリーズに対する権利すべてを1通に表章する証書が交付されます。該当す

る債券の最終条件書の規定によっては、記名債券 1 シリーズの全部または一部を表章する包括債券（以下「包括債券」といいます）を発行する場合があります。

形式や指定通貨（後に定義します）によっては、最終条件書に債券の決済機関を 1 つ以上定める場合があります。決済機関には、米国内ではデポジトリ・トラスト・カンパニー（**Depository Trust Company**—以下「**DTC**」といいます）により運営されるシステム、および Feb ブックエントリー債券について各連邦準備銀行が含まれ、米国外ではユーロクリア・バンク（**Euroclear Bank S.A./N.V.**）により運営されるシステム（以下「ユーロクリア」といいます）およびクリアストリームバンキング（**Clearstream Banking S.A.**—以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」といいます）が含まれます。包括債券は、ユーロシステムの金融政策における適格担保の適用を目指すものについては新包括債の形式で発行されますが、その他は標準包括債の形式で発行されます。

プログラムはマグローヒル社（**The McGraw Hill Companies, Inc.**）の信用格付け機関であるスタンダード&プアーズ社（**Standard & Poor's Ratings Services**）により AAA に格付けされており、またムーディーズ・インベスターズ・サービス社（**Moody's Investors Service, Inc.**）によって Aaa に格付けされています。ただし、債券の格付けは、証券の売買または保有の推奨ではなく、格付機関により停止、格下げ、撤回がおこなれることがあります。

投資を検討される方は目論見書の「リスク要因」に記載された要因にご注目ください。

プログラム・アレンジャー  
モルガン・スタンレー（**Morgan Stanley**）

目論見書日付： 2008 年 6 月 3 日

公社は本目論見書に記載されている情報に対して責任を負っています。公社の有する知識の限りにおいて（かつ、その知識の正確さについてあらゆる合理的な注意を払ったうえで）本目論見書に記載されている情報は事実に基づいたものであり、情報の意味に影響する可能性がある事項の除外を行っていません。

本目論見書は、参照により目論見書の一部とみなされる全ての文書と併せてお読みください（「情報の利用可能性および参照による本文への組み込み」の項を参照）。

債券は 1933 年米国証券法（改正を含む）に基づく登録は不要で、従って米国証券取引委員会（以下「証券取引委員会」といいます）への届出書はいっさい提出されていません。証券取引委員会や各州の証券取引委員会は、債券を認可も否定もしておらず、本目論見書の正確性や妥当性について裁可していません。これに反する一切の表明は、米国において犯罪行為となります。

債券の募集または販売に関連して、本目論見書および最終条件書の記載事項と異なる情報を提供したり表明を行ったりする権限は誰にも与えられていません。もしそのような情報や表明があっても、公社、ディーラー、またはアレンジャー（「プログラムの要約および概要」の項で定義されています）からも許可されたものとして依拠することはできません。いかなる場合においても、本目論見書または最終条件書が交付され、またはこれに伴う募集または販売が行われたことは、本目論見書の日付または最新の修正日や追補作成日以降に公社の財務状況またはその他の状況に変化が生じていないことを示すものではなく、本目論見書の日付または最新の修正日や追補作成日以降に公社の財務状況またはその他の状況に不利な変化が生じていないことを示すものでもなく、プログラムに関連して提供されるほかの情報、情報提供日付またはこれと異なる場合その情報を記載した文書の日付後も正しいことを示すものでもありません。

法域によっては本目論見書または最終条件書の交付や債券の募集、販売を法律で制限している場合があります。本目論見書または最終条件書の交付を保有することになった方には、こうした制限の有無をご確認のうえかかる制限を遵守していただくよう、公社、ディーラーおよびアレンジャーからお願い申し上げます。債券の募集、販売および目論見書および最終条件書の交付の制限についての説明は「募集方法」の項を参照願います。

本目論見書および最終条件書は、公社またはディーラーによる債券の申込みまたは購入を募集、勧誘ではありません。本目論見書またはプログラムに関して提供される情報は、投資を検討されている方が債券の購入を行うべきであるという公社またはディーラーによる推奨として理解されるべきではありません。債券購入を考慮中の投資家は、公社の財務状況を独自に調べ、公社の信用度の評価をご自身で行ってください。

**債券は国際復興開発銀行またはいかなる政府の債務でもありません。**

債券のトランシェ（後に定義します）の発行に関連し、該当する債券の最終条件書で安定操作マネジャーとして指名されているディーラー（複数の場合もあります）（以下「安定操作マネジャー」といいます）または安定操作マネジャーの代理人は、債券の超過割当を受けるか、安定操作がない場合に生じる可能性のある価格よりも債券の市場価格を高く保つための取引を行う場合があります。ただし、安定操作マネジャー（またはその代理人）がこうした安定操作を必ず行うという保証はありません。安定操作は、当該トランシェの募集条件の十分な公衆開示が行われた日以降に開始され、当該トランシェの発行日より 30 日後および当該トランシェの割当日より 60 日後のうちいずれか早いほうの日より前に終了しなくてはなりません。安定操作や超過割当は安定操作マネジャー（またはその代理人）により、適用される法および規則に従って行わなければなりません。

本目論見書では、特に指定がないか文脈が別の意味を有しない限り、通貨表示は次のとおりとします。「€」、「EUR」および「ユーロ」は欧州共同体設立条約を改正した欧州連合条約に基づいて 1999 年 1 月 1 日に導入された通貨。「ポンド」、「スターリング」、「£」および「GBP」は英国の法定通貨。「円」は日本の法定通貨。「U.S.ドル」、「\$」および「U.S.\$」は米国ドル。

## 目 次

	ページ
情報の利用可能性および参照による本文への組み込み .....	5
目論見書の追補 .....	7
最終条件書 .....	7
発行手取金の使途 .....	7
プログラムの要約および概要 .....	8
リスク要因 .....	14
債券の要項 .....	18
包括様式の債券に関する債券の様式および規定 .....	35
清算および決済 .....	39
課税関連事項 .....	43
通貨変換 .....	46
募集方法 .....	47
債券の有効性 .....	50
一般情報 .....	51
最終条件書フォーム .....	52

## 情報の利用可能性および参照による本文への組み込み

### 情報の利用可能性

公社は次の情報を用意しています。

- (a) 監査を受けていない四半期財務諸表および監査済み年度財務諸表
- (b) 資本、事業、経営に関する情報、公社の協定（Articles of Agreement—以下「協定」といいます）、公社の法的地位および主たる財務方針を含む公社の説明を記載し、公社の最新の監査済み財務諸表を掲載した年次情報説明書（以下「情報説明書」といいます）
- (c) 公社の最新の監査済み財務諸表を記載した年次報告書

1955年合衆国国際金融公社法（改正を含む）によって証券取引委員会が公布した IFC レギュレーションは公社に対し特定の情報開示を求めており、公社はこれに則って無監査四半期財務諸表、監査済み年次財務諸表および最新の情報説明書と年次報告書（以下「IFC 情報」と総称します）を証券取引委員会に提出しています。

IFC 情報はルクセンブルグ証券取引所のほか、債券が上場される各証券取引所に対しても要求に応じて適宜提出することになります。IFC 情報は下記住所のほか最終条件書に指定された場所で閲覧およびコピーを入手できます（所定の料金が必要となる証券取引委員会からの入手を除き無料）。

Securities and Exchange Commission  
100 F Street, N.E.  
Washington, DC 20549

Dexia Banque Internationale à Luxembourg S.A.  
69, route d'Esch  
L-1470 Luxembourg  
Luxembourg

Citibank, N.A., London Branch  
21<sup>st</sup> Floor, Citigroup Centre  
Canada Square, Canary Wharf  
London E14 5LB

Citibank, N.A., Singapore Branch  
5, Shenton Way, #06-00  
UIC Building  
Singapore 068808

また、協定、財務代理人契約書、包括代理人契約書および約款捺印証書（いずれも「債券の要項」の項で定義）の写しが上記 Citibank, N.A., London Branch（以下「包括代理人」といいます）の各事務所で閲覧可能です。

以上の書類および IFC 情報の写しは、本目論見書の末尾に記載の公社の事務所においても無料で入手できます。

### 参照による本文への組み込み

公社の最新の情報説明書、証券取引委員会や債券を上場している証券取引所に対して情報説明書の日付以降に提出された無監査四半期財務諸表または年次財務諸表は、あるいは公社が本目論見書に関して適宜配布する補足文書（最終条件書を除く）や修正事項は、本目論見書に組み込まれ、本目論見書の一部を構成しているものとみなされます。従って、「本目論見書」とは、この文書に記載されている事項のほか、参照によってこの文書に組み込まれ、この文書の一部を構成するあらゆる文書を意味します。ただし、こうした文書が、参照によって本目論見書に組み込まれ目論見書の一部を構成することとなるより新しい文書によってさらに廃止または修正されることがあります。参照により本目論見書に組み込まれその一部を構成することになる文書は、本目論見書に記載された証券取引所または規制当局により本目論見書の日付時点で本目論見書が受けた審査および決裁手続きを経していない場合があります。

公社の財務状況に重大な変化が生じ、それが本目論見書に反映されていない場合、公社は目論見書の修正や補足を行うか、新たに目論見書を発行することにより、その後の債券の発行や上場に関する用途に供します。

プログラムの条項を変更または修正した結果、本目論見書の重要な事項が不正確または誤解を招くものとなる場合には、公社は新しい目論見書を作成します。

本目論見書に組み込まれその一部を構成する文書に含まれているすべての記述は、記述が従来の記述を変更または代替する（明示、黙示その他を問わない）範囲で、本目論見書の目的に則って変更または代替されたものとみなされます。このようにして変更または代替された記述は、変更または代替後の記述を除き、本目論見書の一部を構成するものとはみなされません。

本目論見書のコピーはルクセンブルグ証券取引所のウェブサイト（[www.bourse.lu](http://www.bourse.lu)）から無料で入手できます。参照によって目論見書に組み込まれその一部を構成する文書のコピーは、本目論見書の末尾に記載の公社事務所および公社のウェブサイト（[www.ifc.org](http://www.ifc.org)）から無料で入手できます。

## 目論見書の追補

公社は、目論見書が債券の募集や販売に用いられている期間において何らかの事象が発生したことによって、本目論見書に重要事実の不実記載が生じるか、重要事実の欠落によって目論見書における記述が誤解を生じさせないために不足があると自ら判断した場合、以降の債券の募集における使用のために本目論見書に対する修正や追補を作成し、ディーラーが合理的に求める部数の修正や追補を以降の募集のために交付することを約束しています。

## 最終条件書

公社は債券を発行する都度、債券に係る条項、プライシング詳細、決済および精算手続きのほか公社が適切と考える情報や開示事項を記載した最終条件書（以下、それぞれを「最終条件書」といいます）を作成します。また、公社および関連ディーラーが必要または妥当と考えた場合、最終条件書に特定の債券発行に関する条項の全文を記載することがあります。

## 発行手取金の使途

債券の販売による純手取金は、協定に従って会社の業務全般に使用されます。

## プログラムの要約および概要

この要約は本目論見書の序文として読まれなければなりません。どの債券に投資するかは、参照により組み込まれた部分も含む本目論見書全体を検討したうえで決定されなければなりません。「債券の要項」の項に定義または使用されている文言や表現はこの要約でも同じ意味に使っています。

### 公社

国際金融公社は 1956 年に設立された国際機関で、民間セクターの開発の推進を通じ、加盟国のうち開発途上にある国々の経済成長を促すことを目的としています。公社は、国際復興開発銀行（以下「IBRD」といいます）、国際開発協会（以下「IDA」といいます）、多国間投資保証機関（以下「MIGA」といいます）および国際投資紛争解決センター（以下「ICSID」といいます）とともに世界銀行グループを構成する一機関です。公社は、IBRD、IDA、MIGA および ICSID のいずれにも属さない別の法人であり、独自の協定、資本金、財務構造、経営陣、職員を備えています。公社の加盟国は IBRD の加盟国であることが条件となっています。公社の債務は IBRD またはいかなる政府の債務ではなく、政府により保証されていません。

公社の本たる事務所は 2121 Pennsylvania Avenue, N.W., Washington, D.C. 20433, United States of America に置かれており、電話番号は +1 202 458 9230 です。

公社は超国家的な組織で、公社に加盟する開発途上国の民間セクターを中心に融資および金融サービスを行う経験が豊かです。公社は、多国間開発銀行と民間金融機関の両方の性格を併せ持っています。2007 年 6 月 30 日現在、公社の全株式を 179 カ国が保有しています。2007 年 6 月 30 日現在、公社の議決権のうち 70.34% を経済協力開発機構（以下「OECD」といいます）加盟国が保持しています。179 カ国の株主のうち上位 5 位までを米国（議決権：23.64%）、日本（5.87%）、ドイツ（5.36%）、英国（5.03%）およびフランス（5.03%）が占めています。公社の資本金は加盟国から提供を受けたものです。公社は、ノート、ボンド、その他の負債証券を国際資本市場で発行することによって、投資活動資金の多くを調達しています。他の多国間機関と異なり、公社は受け入れ国政府による債務保証を受け入れていません。公社では通常、市場ベースの融資金利を請求し、債券および株式投資によるリターンを追求を行っています。公社の財務体質の強さは、主として投資ポートフォリオの質、払込資本金額と留保利益の厚み、負債比率の低さ、流動的な資産ポートフォリオの規模、収益源の多様性および継続した収益性にに基づいています。

公社では民間投資家と提携しながら、合理的な条件の民間資本が不足している分野に投資することにより、民間セクターの企業の設立、改善、拡大のためのファイナンスを行っています。公社は、国内外の民間資本および経験豊かな経営陣を結集することによって、民間資本（国内外）の流れが開発途上の加盟国に対する生産的な投資へと向かうための条件を創出することを目指しています。このように、公社は、他の投融資家からの並行融資、協調融資、部分信用保証、証券化、リスク分担等を通じた追加的資金を動かすための触媒的な役割を果たしています（以下「資源動員」といいます）。プロジェクト融資、企業融資、資源動員に加え、公社は、開発途上地域の民間企業向けに数多くの金融商品や専門的アドバイザーサービスを提供し、その開発使命の達成を目指しています。さらに加盟国政府に対しては、民間企業および外国投資の成長を促す環境づくりに関しての助言を行っています。



## プログラムの概要

以下の概要は本目論見書の他の部分を含めて完全なものとなります。

発行者：	国際金融公社
名称：	グローバル中期債プログラム
アレンジャー：	Morgan Stanley & Co. International plc
ディーラー：	債券発行の都度、1社または複数社のディーラーが指名されます（「募集方法」の項を参照）。
包括代理人：	Citibank, N.A., London Branch
財務代理人：	Federal Reserve Bank, New York
支払代理人：	ルクセンブルグ証券取引所に上場の債券は Dexia Banque Internationale à Luxembourg S.A.、Central Depository (Pte) Limited (以下「CDP」といいます)を通じて決済される債券は Citibank, N.A., Singapore Branch
指定通貨：	債券を発行する通貨は、関連法、規則、指令等に則り、公社と関連ディーラーとの間で取り決めます。
通貨単位の変更：	欧州経済通貨同盟の第3段階に今後移行する国の通貨で発行する債券には、通貨の変更、額面の変更、他のユーロ建て債券への統合といった措置のいずれかまたはすべてが行われる場合があります。これらの措置に関する規定は該当する債券の最終条件書に記載されます。
償還期日：	関連法、規則、指令等に則り、債券の償還期日はそれぞれの原発行日の3ヶ月以降となります。
額面金額：	確定債券は最終条件書に指定された額面に表示されます。
発行方式：	債券は、シンジケーションまたは単独で本人または代理人として行為するディーラーを通じて発行されます。公社も、適用法の許す範囲内で債券の募集や販売を直接行う場合があります。債券は一連のシリーズ（以下「シリーズ」といいます）で発行され、発行日が複数に分かれることがあります。条件は同一です（最初の利払いに関する条件のみ異なる場合があります）。同じシリーズ内では債券の交換が可能です。各シリーズを構成する債券は発行日が同一または異なる一連のトランシェ（以下「トランシェ」といいます）として発行されます。各トランシェの条件は該当する最終条件書に記載されます。
発行価格：	債券は額面金額または額面に対するディスカウントまたはプレミアムが付された価格で発行されます。また、発行価格の支払が2回以上に分割された分割払込債券として発行されることもあります。
債券の形式：	債券はブックエントリー式、無記名式または記名式で発行されます。Fedブックエントリー債券とは、米ドル建てで、米ドル支払いの決済が連邦準備銀行（以下「連邦準備銀行」といいます）のブックエントリーシ

システムで行われる債券で、記名債券または無記名債券へ交換することができない債券のことで、

債券の発行が米国財務省規則 1.163-5(c)(2)(i)(D)(3)(iii)による特定者向け無記名発行（以下「特定者向け無記名発行」といいます）としての適格性を意図したものでない限り、無記名債の各トランシェはまず仮包括債券の形で発行され、

(i)発行日後 40 日以内に

(a)米国財務省の関連法規に従い非米国人受益権者の証明を取得することにより恒久包括債券との交換、

または

(b)米国財務省の関連法規に従い非米国人受益権者の証明を取得することにより確定無記名債券との交換

が可能になります。

また、

(ii)該当する債券の最終条件書の規定によっては、記名債券を表章する券面（以下「券面」といいます）と交換する場合があります、その際は交換した分の債券の金額が証書に記されます。

記名債券は当初、トランシェごとに 1 通以上の券面により発行され、各券面が各記名債券所持人の全ての持分の証明となります。記名債券を表章する債券で、1 つ以上の決済機関のための 1 名のノミニーの名義が記された債券を「包括債券」といいます。

決済機関：

最終条件書の規定で、債券の決済機関を 1 つ以上定める場合があります。決済機関には、米国内では DTC および Fed ブックエントリー債券のための連邦準備銀行、米国外ではユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグにより運営される決済システム、最終条件書にシンガポール証券取引所への債券の上場が規定されている場合は CDP などがあるほか、シリーズによっては他の決済機関を最終条件書に規定する場合があります。

債券の当初交付：

無記名債券の各トランシェの発行日以前において、包括債券がユーロシステムの金融政策および日中クレジット操作における適格担保として認められることを意図するものである場合、包括債券はユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共通保管機関（以下「共通保管機関」といいます）に保管されます（これらの包括債券は新型包括債券（以下「NGN」といいます）の形式で発行されます）。無記名債券の各トランシェの発行日以前において、ユーロシステムの金融政策および日中クレジット操作における適格担保として認められることを意図していない包括債については、公社、包括代理人、関連ディーラーの三者間に別段の合意がない限り、(i) 無記名式の仮包括債券（特定者向け無記名発行の場合を除く）、または (ii) 特定者向け無記名発行の場合は恒久包括債券または確定無記

名債券が、公社からユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共通預託機関、CDP その他、該当する債券の最終条件書に指定された決済機関に対して預託されます（これらの包括債券は標準包括債券（以下「CGN」といいます）として発行されます）。

記名債券の各トランシェの発行日前において、公社、包括代理人、関連ディーラーの三者間に別段の合意がない限り、包括代理人は、記名債券を表章する包括債券を DTC または該当する最終条件書に指定された決済機関のカストディアンに預託し、DTC またはかかる決済機関のノミニーの名義で登録します。

債券の種類：

該当する債券の最終条件書の定めることにより、債券は固定利付、変動利付、または無金利のいずれかであり、元本については固定額または 1 つもしくは複数の指数、算式、またはその組み合わせに基づく金額が支払われます。

固定利付債：

固定金利と表示された債券については、該当する債券の最終条件書に指定された 1 つまたは複数の固定利率による利息が支払われます。

変動利付債：

各シリーズで個別に定められた次の金利が支払われます。

- (i) International Swap and Derivatives Association（国際スワップデリバティブ協会）発行の 2000 年または 2006 年 ISDA 定義集を組み込んだ合意が適用される指定通貨のノーショナル金利スワップ取引に基づく変動金利と同一基準、または
- (ii) LIBOR、LIBID、LIMEAN、または EURIBOR（その他、該当する債券の最終条件書に指定されるベンチマーク）を参照の上、適用マージンで調整

金利計算期間は関連する債券の最終条件書に規定されます。

ゼロクーポン債：

ゼロクーポン債は券面額または券面額から一定額を割り引いた価格で発行され、利息は付されません。

確定償還金額：

償還額の確定している債券については、額面金額または額面金額以上または以下の指定額が償還金額となります。

分割償還：

2 回以上の分割により償還する債券については、各シリーズの最終条件書に各償還日と償還金額が定められます。

自動期限前償還：

債券の最終条件書によって定められる 1 つまたは複数の金利、為替レート、株価指標、商品指標、算式またはその組み合わせによって決定されるベンチマークに到達または超過していることに基づいて満期前の自動的な期限前償還が行われる債券のシリーズが最終条件書に規定されていることがあります。

任意償還：

最終条件書には、公社および債券所持人またはそのいずれかの任意による満期前の全額または一部償還の可否が定められ、任意償還が可能な場合はその条件が規定されます。また指定通貨による任意償還に対して関連法が定める制限があれば、それも該当する債券の最

	終条件書に記されます。
その他の債券：	満期が発行後 1 年以内の変動償還額債、高利債、低利債、ステップアップ債、ステップダウン債、デュアルカレンシー債、リバース・デュアルカレンシー債、オプション・デュアルカレンシー債、一部払込債などの、当プログラムに基づき公社とディーラーが発行を合意する各種債券の条件は関連する債券の最終条件書に記されます。
債券の地位：	債券はいずれも、公社が負担する直接、無条件、一般、無担保の債務であり、互いに優先することなく、かつ公社の他のすべての未払い無担保の非劣後債務と同順位です。債券は国際復興開発銀行またはいかなる政府の債務でもありません。
担保制限条項：	ありません。
債務不履行：	各債券のシリーズについて、公社が <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 当該シリーズのいずれかの債券の元本、プレミアム（存在する場合）、または利息の支払いを満期日において履行せず、または</li> <li>(ii) 公社が発行、債務引受けまたは保証した、総額 20,000,000 米国ドル以上または他の通貨による同額以上の他のシリーズの債券、その他の債券または類似の債務の元本、プレミアム（存在する場合）、または利息の支払いを満期日において履行せず、</li> </ul> かつ、その不履行を 90 日間継続した場合は、当該シリーズの債券の所持人はそれ以後、不履行が継続している間はいつでも、アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントン市に所在する公社の主たる事務所において公社に対し、かかる所持人の有する当該シリーズの全債券に関して期限の利益喪失を宣言する旨の書面による通知（債券番号および券面額を記載）を交付するか、または交付させることができます。その通知の交付後 30 日目の日までに不履行が治癒されない場合は、当該債券は期限の利益を失い、経過利息とともに全額が支払われるべきものとなります。
格付け：	当プログラムはマグロウヒル社の信用格付け機関であるスタンダード&プアーズ社（以下「S&P」といいます）により AAA に格付けされており、またムーディーズ・インベスターズ・サービス社（以下「ムーディーズ」といいます）により Aaa に格付けされています。S&P による AAA 格付けは公社の債務支払い能力がきわめて高いことを意味し、ムーディーズによる Aaa 格付けは公社の債務支払い能力が最上級であり、リスクが最小であることを意味しています。  債券の格付けは、証券の売買や保有の推奨行為ではなく、格付け機関による格付けの停止、格下、撤回が何時でも行われうるものです。
課税：	債券およびその利息は一般に非課税ではありません。  協定に基づき、債券の元本、プレミアム（存在する場合）、および利息に係る支払いは加盟国による次の課

税の対象とはなりません。

- (i) 公社が発行した債券であることを唯一の理由とする差別的課税、または
- (ii) 債券が発行され、支払義務が生じる、または支払いが履行される場所または通貨、あるいは公社が維持する事務所または業務地の所在地を唯一の基準とする課税

協定に基づき、公社は債券に関して加盟国が課す税金の源泉徴収や支払いを行う義務はありません。従って、財務代理人または包括代理人対して債券の元本、プレミアム（存在する場合）および利息に係る支払いを行う際は当該税金を差し引くことはありません。ただし、公社の財務代理人、包括代理人または支払代理人としての権限を持たない財務仲介者による支払いについては源泉徴収義務が適用される可能性があります。

準拠法：

英国法、ニューヨーク州法または該当する債券の最終条件書に指定する法律に準拠します。Fed ブックエントリー債券についてはニューヨーク州法に準拠します。

上場：

当プログラムで発行する債券は、ルクセンブルグ証券取引所の上場リストへの登録および同証券取引所の規制市場における取引を申請済みです。ただし、特定のシリーズの債券についてはシンガポール証券取引所への上場する場合や未上場とする場合もあります。債券を未上場にするか、あるいはルクセンブルグ証券取引所、シンガポール証券取引所等に上場するかについては、シリーズごとに該当する債券の最終条件書に明記します。

販売規制：

債券の販売、交付および債券募集資料の配布は、米国その他の法域では、本目論見書あるいは関連する債券の最終条件書に記されているとおり、規制の対象になっています。中でも、1933年米国証券法は債券の届出を求めています。米国内でまたは米国人を対象に募集の一環として無記名債券の募集、販売または交付を行うことは禁止されています。詳細は「募集の方法」の項を参照してください。

## リスク要因

本セクションは、利率、為替レート又はその他の指数、指定通貨、算式、償還、オプションおよびその他の債券に伴う権利などの特定シリーズの債券への投資に関するリスク(投資を行おうとする者それぞれの特定の状況に係るものを含む)を記述したのではなく、投資家の通貨が指定通貨または支払いに用いられる通貨と異なる場合のリスクをすべて記述したものではありません。投資にあたっては、その債券の最終条件書を参照して、最終条件書を慎重に検討する必要があります。最終条件書には、債券に関する追加的なリスクが記載されていることがあります。本セクションおよび最終条件書に記載されているリスクは一般的な情報としてのみ提供されています。公社は、目論見書または最終条件書の日付時点において存在しているリスクおよびその時々に変化する可能性のあるリスクを投資を行おうとする者に助言する責任を負いません。債券への投資を検討する際は、そのリスクについて、自己の財務および法務のアドバイザーに相談する必要があります。債券の中には必ずしもすべての投資家には適さない複雑な金融商品もあります。投資をしようとする者は、財務的なステータスに加え、目論見書および最終条件書に記載されている情報および債券への投資の利点やリスクを自己の財政状態や特定の状況に照らして評価するための財務およびビジネスについての十分な知識および経験が求められます。投資にあたっては、経済条件、金利、為替レートまたは他の指数の変動に対する投資の感応度、投資に関連する算式、償還、オプションおよび当該投資に伴うその他の権利ならびに投資の利点やリスクに影響するその他の要素、および自己の特定の状況に照らした債券投資の適格性を評価する能力および専門知識および/またはかかる投資を分析するための適切な分析リソースへのアクセスを有していることが必要になります。さらに、投資にあたっては、債券への投資に関するリスクに耐えられるだけの財務的能力を有している必要があり、債券に投資を行うか否かの意思決定においては、他の事項に加え、目論見書に参照により組み込まれる公社の最も直近の監査済みまたは無監査の財務諸表を、これらが存在する場合、検討する必要があります。「債券の要項」に定義または使用されている文言は本セクションでも同じ意味をもつものとします。

### 金利リスク

元本またはプレミアムが1つまたは複数の金利指数を直接または逆数として参照することによって決定される債券への投資は、従来の負債証券への同様な投資にはない大きなリスクを伴う場合があります。例えば、同時期に公社が発行した従来の負債証券の利率を下回る利率となるリスク、債券の元本のすべてまたはかなりの部分を失なうリスク、または、プレミアムが支払われないリスクがあります。債券の流通市場は、金利指数のボラティリティ、指数の算出方法、元本やプレミアム、債券の満期までの残存期間、債券の額面金額の未払金額および市場金利など、公社の信用力や適用金利指数の値とは別の多く要素の影響を受けます。適用される金利指数の値が債券の償還までの期間における金利指数のパフォーマンスを示すと見るべきではありません。

### 為替リスクおよび為替管理

債券は多数の通貨のうちの1つにより表示され、支払われます。投資家の財務活動が指定通貨以外の通貨(以下「投資家通貨」といいます)を主として行われている場合、または、債券の元本、プレミアム、利息等が投資家通貨の指数ではなく指定通貨の指数を参照して支払われる場合、債券投資は、投資家通貨建ての証券に対する同様な投資にはない大きなリスクを伴います。

リスクの例としては、指定通貨と投資家通貨との換算レートが著しく変化する可能性、指定通貨または投資家通貨の為替管理制度の導入や変更が行われる可能性などがありますが、これにリスクが限定されるものではありません。こうしたリスクは、一般的には経済的および政治的事象によるものであり、公社がコントロールできません。近年では為替レートが変動しやすくなっており、この傾向は今後も続く可能性があります。これまでの特定の為替レートの変動は、将来に生じる可能性のある変動を必ずしも示すものではありません。指定通貨の価値が投資家通貨に対して下落すると、指定通貨建て債券の投資家通貨への換算後の利回りが低下し、投資家通貨への換算後の満期時における元本償還額も減少し、多くの場合に投資家債券通貨換算後の債券の市場価値が下落します。指定通貨が投資家通貨に対して増価した場合は、逆の影響があります。加えて、額面金額が1つまたは複数の通貨で指定されていたり、支払いが1つまたは複数の通貨の価値に関連している債券では、債券の条件により、いずれかの通貨の交換レートが変動すると実効利回りが低下することがあり、場合によっては元本のすべてまたはかなりの部分が失なわれる結果になります。

各国政府はこれまで時折為替管理を課してきましたが、今後行う可能性があり、為替レートおよび債券元本のプレミアム(存在する場合)または利息の支払いにおける指定通貨の利用可能性に影響する可能性があります。為替管理制度が存在しない場合でも、債券の満期支払時に指定通貨が使用できなくなる可能性があります。

## ストラクチャーリスク

公社が発行するストラクチャー債券への投資は、従来型の負債証券への投資にはないリスク（かなり大きい場合があります）を伴います。「ストラクチャー債券」とは、元本、プレミアム（存在する場合）または利息が、1つまたは複数の金利指数、通貨または通貨単位（通貨または通貨単位間の為替レート指数やスワップ指数を含む）、1つまたは複数の株式市場、商品市場その他の指数や算式（それぞれ「適用指数」といいます）（LIBOR など伝統的な単独の金利指数や算式は除く）または組み込まれたオプションやキャップ、フロア等を参照することによって決定される債券です。ストラクチャーリスクには、適用指数の大きく変動する場合があること、適用指数の変動が金利や為替レートその他の指数の変動と相関しない場合があること、互いに同一方向に変動するなど何らかの形で関係していることが期待されていた複数の指数または算式が期待に反して収束または離反するなどの動きをする場合があること、同時期に公社が発行した伝統的な負債証券の利率を下回るまたは利息が付かない結果となる場合があること、投資家が予想していない時に元本の返済が行われる場合があること、元本の相当部分を失う（満期時、償還時その他）場合があること、アプリケーション・ライツに基づくプレミアム支払額が予想を大幅に下回ったりゼロとなる場合があること、ストラクチャー債券のパフォーマンス実績は変動が大きい場合があること、ストラクチャー債券は公社が発行する通常の債券に比べ、当局による通貨切り下げや（「リスク要因—為替リスクおよび為替管理」で述べるように）為替管理制度の実施や変更の及ぼす影響が大きい場合があることなどが含まれますが、これらに限定されるものではありません。こうしたリスクは、一般的には、金融、経済、政治などの動向を含む多くの要因によるものであり、公社はこれをコントロールできません。さらに、利息額の決定に使用する適用指数にスプレッド乗数かマージン乗数が使われている場合、または元本、プレミアム（存在する場合）または利息の決定に使用する適用指数が他のレバレッジ要素に左右されるものである場合、そうした元本、プレミアムまたは利息に係る適用指数が変動した場合の影響はより大きくなります。また、適用指数が金利上限（以下「キャップ」といいます）または金利下限（以下「フロア」といいます）を含んでいるか、あるいはそれらに左右される場合は、そのストラクチャー債券の金利や元本支払額は同時期に公社が発行した従来型の負債証券を下回る場合があります。同時に発行された2つのストラクチャー債券が同じ適用指数により金利を決定するなど類似の条項を有していても、これらのストラクチャー債券の金利調整の頻度が相違していると、発行後は金利や利回りも相違してきます。近年では特定の金利や通貨、通貨単位、為替レート、株式市場、商品市場その他の指数や算式のボラティリティが大きくなっており、この傾向が将来においても続く可能性があります。これまでの特定の金利、通貨、通貨ユニット、為替レートまたは他の指数の変動は、必ずしも将来の変動を示すものではありません。

適用指数の水準が変化する時点によって、平均的水準が投資家の期待と整合する場合においても、実際の利回りに影響を及ぼす場合があります。一般に、適用指数の水準の変化が早期であればあるほど、利回りへの影響は大きくなります。この傾向は、満期前に元本償還を数回行うことになっているストラクチャー債券において特に顕著です。その結果、初期の適用指数の水準が投資家の予想を下回る（上回る）場合、その後の同水準の増加（減少）によってこれを相殺できない場合があります。

債券の任意償還条件は債券の市場価値に影響する可能性があります。任意償還可能期間中は公社による償還実施の可能性が高まるため、債券の市場価格は償還価格を大きく上回ることはありません。同じ現象は任意償還可能期間の前にも起こりえます。公社の借入れコストが債券の金利より低い環境下では、公社による償還が予想されることがあります。この場合、投資家は償還金を該当する債券の金利に匹敵する実効金利で再投資できず、低金利での再投資のみが可能である場合があります。投資家は、他の可能な投資に鑑みて関連リスクを考慮する必要があります。債券の部分償還は、未償還部分の流動性を損なう場合があります。

ストラクチャー債券に投資する際は、償還、キャップ、フロアまたはその他のストラクチャー債券に特徴的な要素の影響（または価値）および/またはこれがストラクチャー債券の価値への影響を定量的に分析する投資家自身の能力および専門知識、適切な分析リソースへのアクセスを有していることが必要です。

## 市場流動性と利回りのリスク

債券には発行時点で取引市場が確立していないことがあります。すべての債券に流通市場が発生するという保証はなく、仮に流通市場が形成されたとしてもその流動性は保証できません。従って、投資家は購入した債券をいつでも売れるとは限らず、流通市場が形成されていたとしても、類似の債券と同等の利回りを実現できる価格で売れるとは限りません。特にストラクチャー債券につ

いては、ストラクチャー債券が金利、通貨またその他の市場リスクへの感応度が高い、特定の投資目的または戦略のために設計されている、または限られた種類の投資家の投資要件を充足されるように設計されていることから、その流通市場がより限定的となり、流動性がより低いかまったくない場合もあり、伝統的な負債証券に比べて高い価格の変動性を有する場合があります。非流動性はストラクチャー債券の市場価格に重大な悪影響を及ぼすことがあります。

債券の種類、市場環境または他の要素により、相対的に少量または多量の債券を売却しようとする投資家は、他の投資家と同じような価格では売却できない場合があります。

債券の流通市場は、公社の信用力および適用指数の価値とは無関係な多くの要因により影響されます。このような要素には、適用指数の複雑性および変動性、該当する債券の元本、プレミアム（存在する場合）、利息の計算方法、債券の満期までの残存期間、債券の未償還額、債券のアモチゼーションまたはオプションによる償還条項、適用指数にリンクする他の有価証券の額、流通市場で売却されている債券の額、当該債券の需要を制限する法的規制、同等の債券の出回り具合などのほか、市場金利の全般的な水準、方向性、変動性が含まれます。こうした要因は債券の市場価値にも影響します。

次のようなリスクを理解し、そのリスクを負うことができない限り債券を購入してはいけません。一定の債券は容易に売却できない可能性があり、債券の価値は時の経過とともに変動し、かつその変動は大きく、結果として投資家が重大な損失をこうむる可能性があります。特に、状況により債券を満期まで保有できない投資家にこの点が関係します。

上記の考慮事項に加え、下記の債券に関連して特に考慮すべき事柄は次のとおりです。

キャップまたはフロアの設定がある変動利付債券の市場価値は、一般的に、キャップやフロア設定のない同じ適用指数にリンクする変動利付債券より大きく変動します。これは適用指数がキャップまたはフロアに近づくにつれ顕著になります。同様に、一般的に、変動利付債券で、その適用指数に通常よりも大きい金利乗数その他のレバレッジ要素を含むものの価格は、同じ適用指数でも金利乗数その他のレバレッジ要素を含まないものにリンクする変動利付債券より大きく変動します。

固定利率から適用指数に基づく利率を減じた利率を使用する変動利付債券の場合、金利は適用指数の変化と反対方向に変動します。このような債券の価格は、一般的に、公社が発行する従来型の変動金利型債券で同じ適用指数に基づくもの（条項も利率設定以外は同等）に比べて変動しやすくなります。変動性が増大するのは、適用指数の上昇が当該債券の金利低下（ひいては価値の下落）を招くことに加え、一般的な金利の上昇が反映されるため、当該債券の価値に追加的な不利な影響が加わるからです。

公社の選択によって固定金利から変動金利への転換または変動金利から固定金利への転換を行える債券の場合、公社が金利を転換できる能力が流通市場および当該債券の価値に影響します。これは、公社の総借入コストを削減することができるときに公社が金利転換を選択するという予測が生じることによります。公社が固定金利から変動金利への転換を選択すれば、当該債券のマーヅンは、公社が発行した同等の満期で同じ適用指数による他の変換利付債の転換時における一般的なスプレッドに比べ、減少（適用指数に上乘せする場合）または増加（適用指数から差し引く場合）し、金利は公社の他の有価証券より常時低くなる場合があります。逆に、変動金利から固定金利への転換を選択すれば、固定金利は公社の他の有価証券よりも低くなる可能性があります。

ゼロクーポン債のようなゼロ・クーポン商品、金利要素および場合により元本要素の流通市場における価格は、満期が同等の従来型の利付金融債の価格に比べ、一般の金利変動がより大きな変動をする傾向にあります。この点は、大きく割引いて発行する債券や市場金利を大幅に上回る金利で発行する債券など、割引率やプレミアムの大きな金融商品について一般的に当てはまります。一般に、金融商品の残存期間が長いほど、満期が同等の従来型の利付金融債にくらべて相場変動が大きくなります。

## 法的投資リスク

投資家は、自身の法律顧問と相談し、債券投資の適法性の有無および程度並びに債券が各種借入れの担保としての適格性の有無および程度について決定する必要があります。また、金融機関はその法律顧問や規制当局と相談し、適用されるリスク・ベースの資本規制または類似の規制に基づき債券の適切な取扱いを決定する必要があります。



投資活動が投資関連法規または当局による審査や規制の対象となっている投資家は、債券を含む一定の負債証券に対する投資が制限されていることがあります。投資家は、債券へ投資する前に、制限を検討および考察する必要があります。

### **公社に係るリスク要因**

公社の情報説明書に詳細が記述されているとおり、公社は経験豊かな超国家的な組織で、加盟国である開発途上国の民間セクターを中心に融資および金融サービスを行っています。公社の投資商品には融資、出資、準出資、保証、部分保証、リスク管理商品が含まれています。公社の投資ポートフォリオは、国、地域、産業、セクター、プロジェクト種類などによって分散化され、統合的エンタープライズ・リスク管理フレームワークに基づいて運営されています。公社が行った投資の価値およびその財務的リターンは、公社のクライアントの財政状態が悪化するリスクにさらされています。公社のクライアントの財政状態の悪化は、クライアントの個別的要因または産業的要因あるいはクライアントが営業する国におけるマクロ経済環境または金融市場の変化などから生じることがあります。

### **最小指定額面金額**

最小指定額面金額とより小さい金額の整数倍の和の数値を額面とする無記名債券の発行に関し、最小指定額面金額を整数倍した金額と一致しない最小指定額面金額を超える金額で取引されることがあります。この場合、そのような金額による取引の結果、最小額面金額に満たない元本を保有することになった債券所持人は、その保有に係る確定無記名債券を受け取ることができず（確定無記名債券が印刷される場合）、1つまたは複数の指定額面金額に相当する金額になるよう債券を購入する必要があります。

## 債券の要項

以下は当債券の債券の要項(以下「要項」といいます)です。要項は最終条件書に記載される債券に適用するもので、該当する債券の最終条件書パート A の規定に基づいて完成、修正、補足、変更されます。債券を確定様式で印刷することになっている場合には (i) この要項全文と最終条件書の関連条項、または(ii) この要項が完成、修正、補足、変更されたもの(適用されない条項を抹消して簡略化したもの)が確定無記名債券(以下に定義します)の裏面または記名債券(以下に定義)に係る証書(以下に定義)の裏面に記載されます。

無記名債券および記名債券(いずれも第 1 項(a)に定義)は、公社、包括代理人としての Citibank ロンドン支店および契約書記載のその他の代理人との間で 2008 年 6 月 3 日付で締結された包括代理人契約(修正再表示済)(債券発行日—以下「発行日」という—において修正または補足が行われる。—以下「包括代理人契約」という)に従って、また、Central Depository (Pte) Limited を通じて決済される無記名債券および記名債券の場合は、公社、Citibank シンガポール支店および契約書記載のその他の代理人との間で締結された 2008 年 6 月 3 日付の Supplemental Agency Agreement (以下「補足代理人契約」という)によって補完されたところから従って、さらに、英国法を準拠法とする無記名債券および記名債券の場合は、債券について公社が署名した 2008 年 6 月 3 日付の改訂および訂正済み約款捺印証書(発行日現在における修正または補足を行ったもの—以下「約款捺印証書」という)に利益を享受して発行される。署名された約款捺印証書の原本は包括代理人が保持する。包括代理人契約には債券の書式(**Fed ブックエントリー債券**(第 1 項(a)に定義)を除く)のほかに、元本を分割で支払う無記名債券に係る元本分割支払領収書(以下「領収書」という)、無記名式の利付債に添付する利札(以下「利札」という)および利札を追加するための利札引換票(以下「タロン」という)がある場合はそれらの書式も定められている。包括代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、交換代理人、決定代理人および計算代理人は以下においてそれぞれ「包括代理人」、「支払代理人」(債券発行ごとに公社が適宜追加指名する包括代理人や追加的な支払代理人を含む)、「登録機関」、「名義書換代理人」、「交換代理人」、「決定代理人」および「計算代理人」(それぞれ、後任者および公社が適宜追加指名する代理人を含む)と称する。以下、包括代理人、登録機関、名義書換代理人、交換代理人、決定代理人、計算代理人およびニューヨーク連邦準備銀行を一括して「代理者」と総称する。この要項に特に指定がない限り、計算代理人は Citibank ロンドン支店とする。**債券所持人**(以下に定義)、無記名式の利付債券に係る利札の所持人、左記債券に該当する追加利札がある場合はそのタロンの所持人、および元本分割払いの無記名債券に係る元本分割支払領収書の所持人は、当該債券に係る包括代理人契約、約款捺印証書および最終条件書の条項をすべて知らされているものとみなされ、それらに拘束される。包括代理人契約および約款捺印証書の写しは包括代理人、登録機関、名義書換代理人それぞれの指定場所で閲覧が可能である。

Fed ブックエントリー債券は、2006 年 7 月 20 日現在において効力を有する統一財務代理人契約(その修正、追補も含めて以下「**財務代理人契約**」という)に従って発行される。財務代理人契約は公社とニューヨーク連邦準備銀行との間で、後者を財務および支払いに関する代理人(以下「**財務代理人**」という)として締結されたものである。財務代理人契約の写しは財務代理人の指定場所で閲覧が可能である。

この要項では、「債券所持人」とは、無記名債券およびそれに係る領収書の持参人、Fed ブックエントリー債券のためのニューヨーク連邦準備銀行、または記名債券の登録名義人を意味し、また「所持人」とは、無記名債券、領収書、利札またはタロンに関する場合は無記名債券、領収書、利札またはタロンの持参人を、Fed ブックエントリー債券に関する場合はニューヨーク連邦準備銀行を、記名債券に関する場合は登録名義人を、それぞれ意味する。

確定無記名債券でない債券、Fed ブックエントリー債券または個別の証書に表章される記名債券(それぞれ第 1 項(a)に定義)については、債券または本要項において明記された条項という場合、その債券がその一部を構成する債券の特定の発行に関して債券に添付する形で発行される最終条件書(以下「**最終条件書**」という)に定められた条項も含んでいるものとみなす。Fed ブックエントリー債券である債券については、Fed ブックエントリー債券または本要項において明記された条項という場合、当該 Fed ブックエントリー債券に適用される最終条件書を指しているものとみなす。

この要項は債券の各シリーズの最終条件書の条項に基づいて改訂、修正または変更される場合がある。太字の用語のうち要項に定義されていないものは、該当する債券の最終条件書において示される意味を有する。

## 1. 様式、券面種類、権原および指定通貨

(a) 様式：この債券（以下「当債券」という）に含まれる各債券は次の様式のいずれか 1 つ、または複数の様式で発行される。

- (i) 指定額面金額（第 1 項(b)に定義）による無記名債券（以下「無記名債券」という）
- (ii) 券面が発行されない指定額面金額によるブックエントリー債券（以下「Fed ブックエントリー債券」という）
- (iii) Fed ブックエントリー債券との交換で発行される記名債券以外の指定額面金額による記名債券（以下「記名債券」という）

上記の発行様式は該当する債券に指定されており、この要項はそれに応じて読むべきものとする。一回の債券の発行は、無記名債券のみ、記名債券のみ、無記名債券と記名債券のみ、または Fed ブックエントリー債券のみのいずれかで構成される（ただし第 2 項(b)の規定による場合を除く）。

無記名債券はグローバル様式か確定無記名式（以下「確定無記名債券」という）のいずれか、または両方の様式で発行される。確定様式の無記名債券は連番を付してあり、利札を（場合によりタロンも）付して発行される。ただし、無利子の債券の場合は、この要項で述べている利息（満期日後に支払日が到来する利息を除く）、利札およびタロンは適用されない。額面金額を分割で支払う無記名債券には 1 通以上の領収書が添付されて発行される。

記名債券はグローバル様式または確定様式的一方あるいは両者の形式による記名式債券（以下「券面」という）によって表章される。第 2 項(c)に規定される場合を除き、同一所持人が所有する記名債券の額面金額合計を表章する 1 通の債券（グローバル様式の債券を含む）が当該所持人に対して発行される。ただし、決済のために複数の債券が必要な場合はこの限りではない。各債券は連番と識別番号を付され、それらの番号が登録機関によって債券原簿（以下「債券原簿」という）に記録される。

(b) 額面金額：「指定額面金額」とは当該債券に指定された 1 つまたは複数の額面金額をいう。

(c) 権原：

- (i) 無記名債券および領収書、利札およびタロンに対する権利は交付によって移転する。
- (ii) 公社は Fed ブックエントリー債券すべてに関し、これに反するいかなる通知にも拘らず、ニューヨーク連邦準備銀行を全ての目的における唯一の絶対的な所有者とみなし、ニューヨーク連邦準備銀行および当該名義人に対する支払いまたはその指示による支払いはすべて、当該 Fed ブックエントリー債券に係る公社の債務を、その支払いの行われた金額分につき正当かつ有効に免除するものである。Fed ブックエントリー債券の保管者としてのニューヨーク連邦準備銀行は、これに反するいかなる通知にも妨げられることなく、他の連邦準備銀行とその支店および第 2 連邦準備地域にある各保有機関（以下に定義）をそれらが所持する Fed ブックエントリー債券の唯一の事実上の所有者とみなし、当該各連邦準備銀行、支店または出資銀行に対する支払いまたはその指示による支払いはすべて、当該 Fed ブックエントリー債券に係る公社の債務を、その支払いの行われた金額分につき正当かつ有効に免除するものである。「保有機関」とは連邦準備銀行または支店に適正なブックエントリー口座を有している保管機関またはその他の指定機関のことである。

公社、包括代理人、支払代理人、登録機関および名義書換代理人は、無記名債券、領収書、利札またはタロンの所持人、または Fed ブックエントリー債券のための連邦準備銀行、あるいは記名債券の登録所持者を、当該無記名債券、領収書、利札またはタロン、Fed ブックエントリー債券、または記名債券の期限の経過、未経過を問わず、また、それらに係るいっさいの所有権、信託もしくはその持分に関する通知、債券面への記載事項（または債券を表章する証書への記載事項）、あるいは債券（または関連証書）の盗難または紛失に関する通知にかかわらず、当該債券の支払いその他に係

る絶対的所有者とみなす権限を付与されるものとし、当該所持人に対する債券または利札の支払いはすべて有効で、当該債券または利札に係る公社の債務を、その支払いの行われた金額分を限度として消滅させる。

(iii) 記名債券の権利移転は、**包括代理人契約**の規定または適用法に従って債券原簿への登録により行われるものとする。

(d) **指定通貨**：債券の**指定通貨**が指定される。特に指定がない限り、債券に係る元本および利息の支払いはすべて**指定通貨**で行われるものとする。

## 2. 記名債券の譲渡および無記名債券の交換

(a) 譲渡：

(i) 第2項(g)に規定するとおり、記名債券はその全部または一部を**指定額面金額**で譲渡することができる。譲渡は、登録機関または名義書換代理人の指定場所において、譲渡する記名債券を表章する証書を、裏面の譲渡書式を完全に記入し署名したうえで引き渡すことによって行われる。1通の証書に表章されている記名債券を一部のみ譲渡する場合は、譲受人に対しては譲渡部分に関する証書が新たに発行され、譲渡人に対しては未譲渡分の債券に対する残存権利に関する証書が新たに発行される。すでに記名債券の所持人である相手方に対して記名債券を譲渡する場合は、譲受人が既存の債券に対する権利を表章する証書を引き渡した場合のみ、譲受人の全債券に対する持分の合計額を表章する**債券**が譲受人に対して新たに発行される。

(ii) 記名債券は無記名債券と交換することはできない。

(b) **Fed ブックエントリー債券**の譲渡：**Fed ブックエントリー債券**は、連邦準備銀行が正当な譲渡手続を行える連邦準備地域の**保有機関**の間で、手続きに従って譲渡を行うことができる。**Fed ブックエントリー債券**は記名債券または無記名債券と交換することはできない。

(c) 記名債券に係るオプションの一部行使または一部償還：1通の証書で表章されている記名債券を一部償還（公社もしくは債券所持人によるオプションの行使その他による）する場合は、当該オプションが行使されたことを示すために、当該記名債券の未償還残部分の権利に係る証書が所持人に対して新たに発行される。オプション（任意償還に係るもの以外）の一部行使の場合は、1通または複数通の新たな証書が、当該オプションの行使に係る所持人すべてに対して発行される。上記の新しい証書は、既存の**証書**を**登録機関**またはいずれかの**名義書換代理人**に引渡すことでのみ発行される。

(d) 無記名債券の交換：第2項(g)および関連規定に従い、**無記名債券**は、当該**債券所持人**の書面による要請により、額面総額が等しい同一シリーズの記名債券と交換することができる。その際、交換する各**無記名債券**を、それぞれに係るすべての期限未到来の**領収書**、**利札**および**タロン**とともに、**名義書換代理人**の指定場所において相手方に引き渡すものとする。ただし、当該**無記名債券**の引渡しに利息支払いの**基準日**（第6項(c)に定義）の後に行われる場合は、当該利息支払いに係る**利札**については引渡しを要しないものとする。ある**指定額面金額**の**無記名債券**を異なる**指定額面金額**の**無記名債券**と交換することはできない。

(e) 本第2項に従って譲渡、交換、一部償還、オプションの一部行使の際に発行される新しい**証書**または**債券**は、当該所持人から他の送付手段や保険の要請およびその費用の前払いがない限り、所持人が名義書換代理人または登録機関（**記名債券**の場合）に送付した譲渡または交換の要請書あるいは償還行使の通知書に指定された住所または**債券原簿**記載の住所（宛先の指定がない場合）に宛て、新しい**証券**または**債券**の権利が付与された保有者の危険負担において無保険の郵便により送付されるほか、**名義書換代理人**、**登録機関**または**財務代理人**（案件に応じて）の通常の手続きに従って送付される。

(f) 無償交換：**無記名債券**の**記名債券**との交換および**債券**の名義書換は、**公社**、**登録機関**または、**名義書換代理人**のいずれかが直接または代理として遂行する場合も、料金を課されないものとする。ただし、譲渡人または所持人は**記名債券**の発行および交付費用を負担し、またそれに関し課される公租公課（または**登録機関**や**名義書換代理人**が要求する補償の付与）を支払う。

(g) **名義書換停止期間**：記名債券の譲渡や**無記名債券**の1つまたは複数の**記名債券**との交換は以下の場合には行うことができない。

- (i) **記名債券**の譲渡や**無記名債券**の交換については、**債券**についての元本、償還金、またはプレミアム（存在する場合）の支払期日直前の15日間、または**Fed ブックエントリー債券**の譲渡の場合については、**債券**についての元本、償還金、プレミアム（存在する場合）の支払期日直前の10日間、
- (ii) 公社が第5項(c)に基づいて任意に債券の償還を通知する可能性のある日の直前の通知期間、
- (iii) いずれかのかかる**債券**が償還通知を受けた後、または
- (iv) **すべての基準日**（第6項(c)に定義）に終了する7日間（基準日を含む）。  
これに関して、**無記名債券**を**記名債券**と交換できる旨の規定がある場合は、償還通知を受けた**無記名債券**を、当該**基準日**（当日を含む）までに**記名債券**と交換することができる。ただし、当該**記名債券**に係る証書が同時に引き渡されることを条件とする。

(h) 譲渡に関する規定：**記名債券**の譲渡および**債券原簿**への登録はすべて**登録機関**の関連手続きに従って行われる。**記名債券**の所持人は、**登録機関**に請求して関連手続きの写しを手に入れることができる。

### 3. 当債券の地位

当債券は公社の直接、無条件、かつ無担保の一般債務であり、債券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、その他残存するすべての公社の無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。

債券は、国際復興開発銀行の債務でなく、いかなる政府の債務でもない。

### 4. 利息

(a) 固定利付債券の利息：**固定利付債券**には額面金額の残高に対し、**付利開始日**（当日を含む）から年率〔**利率**〕相当の利息が発生し、**利息支払日**に後払いされる。支払利息の金額は第4項(h)に従って決定される。

(b) 変動利付債券の利息および指数連動利付債券：

(i) 利息支払日：

**変動利付債券**および**指数連動利付債券**は額面金額の残高に対し、**付利開始日**（当日を含む）から年率〔**利率**〕（％で表示される）相当の利息が発生し、**利息支払日**に後払いされる。支払利息の金額は第4項(h)に従って決定される。**利息支払日**は**指定利息支払日**によるか、それがなければ、前の**利息支払日**から（第1回の**利息支払日**については**付利開始日**から）起算して一定月数またはその他の定められた期間が経過した日を**利息支払日**とする。

(ii) 営業日規定：

この要項に指定する日が**営業日**に該当しない場合は以下の**営業日規定**に従って調整するものとする。

(A) **変動金利営業日規定**： 指定日を翌営業日に延期し、翌営業日が翌歴月になる場合は (x) 指定日を直前の営業日に繰り上げ、(y) 以降の各指定日を、該当すべき月の最終営業日とする。

(B) **翌営業日規定**： 指定日を翌営業日に延期する。

(C) **修正翌営業日規定**： 指定日を翌営業日に延期し、翌営業日が翌歴月になる場合は直前の営業日に繰り上げる。

(D) **前営業日規定**： 指定日を直前の営業日に繰り上げる。

(iii) 変動利付債券の金利：

**変動利付債券**に係る各**利息発生期間**の**金利**決定は後に示す方法および以下の**ISDA方式**または**スクリーンレート方式**のいずれか指定された決定方式に関する規定に従うものとする。

(A) ISDA 方式による変動利付債券の金利決定

金利決定方法として **ISDA 方式**が指定された場合、**計算代理人**は各利息発生期間に適用する金利を **ISDA レート**に等しくなるように決定するものとする。本(A)号でいう、**利息発生期間**に適用する「**ISDA レート**」とは、**計算代理人**が **ISDA 定義集**を組み込んだ契約諸規定の下で行う**金利スワップ取引**に基づいて決定する、**変動金利**に等しい金利を意味する。また上記契約に準じて、

- (x) **変動金利オプション**を設定し、
- (y) **指定満期**までの期間を決め、
- (z) **金利リセット日**は、特に指定がない限り、利息発生期間の初日とする。

本(A)号でいう「**変動金利**」、「**計算代理人**」、「**変動金利オプション**」、「**指定満期**」、「**金利リセット日**」および「**金利スワップ取引**」は ISDA 定義集の対応する英文の用語と同義である。

(B) スクリーンレート方式による変動利付債券の金利決定

- (x) 金利決定方法として**スクリーンレート方式**が指定された場合、**計算代理人**が**金利決定日**と定めた日の午前 11 時 (LIBOR の場合はロンドン時間、EURIBOR の場合はブラッセル時間) に**関連スクリーンページ**に表示される

- (1) 出し手レート、または
- (2) 出し手レートの算術平均値

(いずれも年率%で表示) が、下記の規定に従って、各利息発生期間に適用する金利の**基準金利**として使用される。出し手レートが**関連スクリーンページ**に 5 つ以上表示されている場合、**計算代理人**はその最大値 (最大値が複数ある場合はそのうちの 1 つのみ) と最小値 (最小値が複数ある場合はそのうちの 1 つのみ) を無視して算術平均値を求める。

**変動利付債券**に関して LIBOR や EURIBOR 以外の**基準金利**が指定された場合は、以下の規定に従って金利が決定される。

- (y) 前述の時間に**関連スクリーンページ**が使用できない、(x)(1)が適用されかつ出し手レートが**関連スクリーンページ**に表示されない、または(x)(2)で出し手レートが 3 つ未満しか**関連スクリーンページ**に表示されない場合、**計算代理人**は、**基準金利**が LIBOR の場合は各**レファレンスバンク**の主要ロンドン支店に、**基準金利**が EURIBOR の場合は各**レファレンスバンク**の**ユーロ圏**の主要事務所に対し、当該**金利決定日**の午前 11 時頃 (LIBOR の場合はロンドン時間、EURIBOR の場合はブラッセル時間) の出し手レート (年率%で表示されたもの) を**計算代理人**に知らせるよう請求する。その際、複数の**レファレンスバンク**から出し手レートの連絡があった場合は、**計算代理人**はそれらの算術平均値を当該**利息発生期間**の**金利**として決定する。
- (z) 上記(y)において、出し手レートを複数の**レファレンスバンク**から提供されないことを**計算代理人**が確認した場合は、下記に従い、**金利**は、**レファレンスバンク**から**計算代理人**に (その請求に応じて) 連絡のあった年率金利 (%で表示) の算術平均値とするか、または、当該**金利決定日**の午前 11 時頃 (基準金利の参照先が LIBOR の場合はロンドン時間、EURIBOR の場合はブラッセル時間) に当該**レファレンスバンク**が提示された**指定通貨**による預金のいくつかの年率金利で、ロンドン・インターバンク市場 (基準金利の参照先が LIBOR の場合) またはユーロ圏インターバンク市場 (基準金利の参照先が EURIBOR の場合) の有力銀行であれば**基準金利**のために使用したであろうと思われる同一期間の算術平均値を適用する。上記の出し手レートを**計算代理人**に提供できる**レファレンスバンク**が複数いない場合は、**指定通貨**による預金の出し手レートで、その期間が**基準金利**に使用されたであろうと思われる期間と同じ利率を適用するか、または、**指定通貨**による預金の複数の出し手レートで、その期間が**基準金利**に使用されたであろうと思われる期間と同

じであり、当該金利決定日の午前 11 時頃（基準金利の参照先が LIBOR の場合はロンドン時間、EURIBOR の場合はブラッセル時間）に一つまたは複数の銀行（**計算代理人**および**公社**が適切と判断する銀行）がロンドン・インターバンク市場（基準金利の参照先が LIBOR の場合）またはユーロ圏インターバンク市場（基準金利の参照先が EURIBOR の場合）の有力銀行に提示していることを**計算代理人**に伝えた利率の算術平均値を適用する。ただし、上記によっても**金利**が決定できない場合は、**金利**は前回の**金利決定日**の決定に倣うものとする（その際、前回の利息発生期間とは異なる金利マージンや最高金利、最低金利を適用する場合は、当該利息発生期間に係る金利マージンや最高金利、最低金利に替える）。

(iv) 指数連動利付債券：

**指数連動利付債券**については以下の方法で**利息発生期間**の**金利**を決定するものとし、以下の**指数**や**算式**を参照して利息額を算出するものとする。

(c) ゼロクーポン債：利払いベースをゼロクーポンとする**債券**が**満期前**に償還可能な場合、**満期前**に償還される金額は当該債券の**繰上償還額**である。満期日以降については、償還期限を過ぎた元本に対する金利は**償却率**（Amortization Yield）（第 5 項(b)(i)参照）に等しい年率（%で表示）とする。

(d) デュアルカレンシー債：**デュアルカレンシー債**については、**為替レート**を参照したり**為替レート**の算出方法を用いたりしても**金利**または**利息額**を決定できない場合、**金利**または**利息額**を以下の方法で決定するものとする。

(e) 一部払込債券：一部**払込債券**（**ゼロクーポン債**を除く）については、当該債券等の**払込済みの額面**に対して、上記のとおり**利息**が発生するものとする。

(f) 利息の発生：利息は償還期限後については発生しない。ただし、正当な呈示に対し不当な**支払留保**や**支払拒否**が行われた場合は、本第 4 項に規定する方法により**関連日**（第 7 項に規定）までの**利息**が（判決の前後を問わず）発生する。

(g) 金利マージン、最高・最低金利、割賦金額と償還額、および端数処理：

(i) **金利マージン**が規定（通常の場合を (x) 、いくつかの**利息発生期間**に係る場合を (y) とする）された場合、上記 (b) 項に従って算出した**金利**を、(x) の場合はすべての**金利**について、(y) の場合は特定の**利息発生期間**の**金利**について、当該**金利マージン**の絶対値が正数の場合は加算、負数の場合は減算して調整する。その際、必ず以下に従うものとする。

(ii) **最高**または**最低金利**、**割賦金額**または**償還額**が指定されている場合は、**金利**、**割賦金額**または**償還額**は適宜、**最高**または**最低**の指定に従うものとする。

(iii) 特に規定がない限り、この要項で必要となる計算においては、(x) 百分率の計算結果は、必要な場合はすべて、0.1%未満を四捨五入し、(y) 数字はすべて四捨五入により 7 桁の有効数字にし、かつ (z) 支払期日の到来した金額は、各通貨とも通貨単位未満の金額を四捨五入する。ただし、円の場合は 1 円未満を切り捨てる。ここでいう「単位」とは、各通貨がその発行国において法定通貨として利用できる最低金額を意味する。

(h) 計算：全ての**債券**についてあらゆる**利息発生期間**における**計算基礎額**についての**支払利息額**は、**金利**、ここに定める**計算基礎額**、および当該**利息発生期間**の**日数計算分数**の積に等しくなければならない。ただし、**利息額**（またはその算定式）が**利息発生期間**に適用される場合は、当該**債券**の当該**利息発生期間**における**計算基礎額**についての**利息額**は、**利息額**（または算定式）に等しくなる。**利息期間**が複数の**利息発生期間**からなる場合、当該**利息期間**における**計算基礎額**についての**支払利息額**は、各**利息発生期間**の**支払利息額**の合計とする。利息計算を要するその他の期間に関しては、**日数計算分数**の使用を除き、上の規定が適用される。**計算基礎額**に関する規定がない場合は、**最低の指定額面金額**を**計算基礎額**とする。

(i) 利率、利息額、最終償還額、繰上償還額、任意償還額および分割支払額の決定および公表：**計算代理人**は、**金利**または**金額**の計算、相場情報の取得、何らかの決定、算定などを求められた日において実務上可能な限り直ちに、当該**利息発生期間**の**金利**の確定および**利息金額**の算定、最

終償還額、繰上償還額、任意償還額または分割支払額の算定その他、案件に応じて、相場の取得や何らかの決定、算定を行ったうえで、各利息発生期間の利率および利息額、関連利払日ならびに、計算を要する場合、最終償還額、繰上償還額、任意償還額または分割支払額を包括代理人、財務代理人、公社、各支払代理人、債券所持人、当該情報の受領時に再計算すべき債券を担当するその他の計算代理人、また債券が上場債で証券取引所の規則や関連当局の要求がある場合には当該証券取引所や当局に対し、可能な限り速やかに通知せしめるものとする。その際、当該通知は、(i) ある利息発生期間の金利および利息金額の場合は、当該利息発生期間の以前に決定されていれば、その開始日までに、(ii) その他のすべての場合は決定後 4 営業日までに行われなければならない。利息支払日、あるいは「利息期間日」が第 4 項(b)(ii)による調整の対象となる場合、上記により公表済みの利息額および利息支払日の修正（または調整による再設定）は、利息期間の延長または短縮による場合は通知することなく行えるものとする。債券が第 9 項に基づいて満期を迎えても、支払うべき利息および金利は従前どおりこの要項に従って引き続き計算されるものとするが、その際、算定した金利または利息額の公表を要しないものとする。計算代理人による金利または金額の算定、各相場情報の取得、および各決定、算定は（明白な誤謬がない限り）最終決定としてすべての当事者を拘束するものとする。

(j) 定義： この要項では、文脈上別の解釈を要する場合を除き、以下の用語の定義は次のとおりとする。

「営業日」とは次のいずれか、または組合せを意味する。

- (i) ユーロ以外の通貨の場合は、当該通貨の主要金融センターにおいて銀行および外国為替市場が支払の決済する日（土曜、日曜を除く）
- (ii) ユーロの場合は、TARGET システムが稼働している日（以下「TARGET 営業日」という）
- (iii) 1 種類の通貨および/または 1 ヶ所以上のビジネスセンターの場合は、当該ビジネスセンターにおいて銀行および外国為替市場が当該通貨の支払いの決済を行う日（土曜、日曜を除く）であり、通貨の表示がない場合、当該各ビジネスセンターにおいて銀行および外国為替市場が一般的に決済を行う日（土曜、日曜を除く）

「日数計算分数」とは、ある期間における債券の利息額の算定（期間の初日算入、最終日不算入）において以下を意味する（利息期間か利息発生期間かを問わず、以下「計算期間」という）。

- (i) 「Actual/Actual」または「Actual/Actual-ISDA」が指定されている場合は、計算期間における実日数を 365 で除した値（計算期間の一部がうるう年に当たる場合は、(A) 計算期間のうるう年に当たる実日数を 366 で除した値と、(B) 計算期間の平年に当たる実日数を 365 で除した値との合計）。
- (ii) 「Actual/365 (Fixed)」が指定されている場合は、計算期間の実日数を 365 で除した値。
- (iii) 「Actual/360」が指定されている場合は、計算期間の実日数を 360 で除した値。
- (iv) 「30/360」、「360/360」または「ボンドベース」が指定されている場合は、計算期間の日数を次の算式に基づいて 360 で除した値。

$$\text{日数計算分数} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

この式において

「Y<sub>1</sub>」は計算期間の初日が属する年を数字で表したもの。

「Y<sub>2</sub>」は計算期間の最終日の翌日が属する年を数字で表したもの。

「M<sub>1</sub>」は、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したもの。

「M<sub>2</sub>」は計算期間の最終日の翌日が属する暦月を数字で表したもの。

「D<sub>1</sub>」は計算期間の初日に該当する暦日を数字で表したもの。かかる数字が 31 となる場合、D<sub>1</sub> は 30 とする。



「D<sub>2</sub>」は**計算期間**の最終日の翌日に該当する暦日を数字で表したものの。かかる数字が31で、D<sub>1</sub>が29より大きい数字となる場合、D<sub>2</sub>は30とする。

- (v) 「30E/360」または「ユーロボンドベース」が指定されている場合は、**計算期間**の日数を次の算式に基づいて360で除した値。

$$\text{日数計算分数} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

この式において

「Y<sub>1</sub>」は**計算期間**の初日が属する年を数字で表したものの。

「Y<sub>2</sub>」は**計算期間**の最終日の翌日が属する年を数字で表したものの。

「M<sub>1</sub>」は、**計算期間**の初日が属する暦月を数字で表したものの。

「M<sub>2</sub>」は**計算期間**の最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものの。

「D<sub>1</sub>」は**計算期間**の初日に該当する暦日を数字で表したものの。かかる数字が31になる場合、D<sub>1</sub>は30とする。

「D<sub>2</sub>」は**計算期間**の最終日の翌日に該当する暦日を数字で表したものの。かかる数字が31となる場合、D<sub>2</sub>は30とする。

- (vi) 「30E/360(ISDA)」が指定されている場合は、**計算期間**の日数を次の算式に基づいて360で除した値。

$$\text{日数計算分数} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

この式において

「Y<sub>1</sub>」は**計算期間**の初日が属する年を数字で表したものの。

「Y<sub>2</sub>」は**計算期間**の最終日の翌日が属する年を数字で表したものの。

「M<sub>1</sub>」は、**計算期間**の初日が属する暦月を数字で表したものの。

「M<sub>2</sub>」は**計算期間**の最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものの。

「D<sub>1</sub>」は**計算期間**の初日に該当する暦日を数字で表したものの。(i) その日が2月末日の場合、または(ii)かかる数字が31になる場合、D<sub>1</sub>は30とする。

「D<sub>2</sub>」は**計算期間**の最終日の翌日に該当する暦日を数字で表したものの。(i) その日が2月末日ではあるが満期日ではない場合、または(ii)かかる数字が31になる場合、D<sub>2</sub>は30とする。

- (vii) 「Actual/Actual-ICMA」が指定されている場合、

- (a) **計算期間**が、**決定期間**と重なる部分において、決定期間と同じか短い場合は、**計算期間**に含まれる日数を、(x) **決定期間**に含まれる日数と(y) 年間に終了する**決定期間**の標準的な回数との積で除した値とし、

- (b) **計算期間**が1回の**決定期間**より長い場合は、

- (x) その**決定期間**中に始まる**計算期間**が決定期間と重なる部分の日数を(1) 当該**決定期間**の日数と(2) 年間に終了する**決定期間**の標準的な回数との積で除した値と、

- (y) 次の**決定期間**と重なる**計算期間**の日数を(1) 次の**決定期間**の日数と(2) 年間に終了する**決定期間**の標準的な回数との積で除した値との合計値とする。

上記において

「**決定期間**」とはある年の決定日（当日を含む）から次の決定日の前日までの期間を意味する。

「**決定日**」とは、指定した日付そのものを意味し、特に日付の指定のない場合は利息支払日を意味する。

(viii) 以上のほかにも様々な方式が合意のうえ指定される場合がある。

「**ユーロ圏**」とは欧州連合の加盟国が構成し、欧州共同体の改訂設立協定に従い単一通貨ユーロを導入している地域を意味する。

「**利息発生期間**」とは、**付利開始日**（当日を含む）から最初の**利息支払日**（当日を除く）までの期間、およびその後続く、**利息期間日**（当日を含む）から次の**利息期間日**（当日を除く）までの各期間を意味する。

「**利息額**」とは、

- (i) **利息発生期間**との関連では、当該**利息発生期間**の**計算基礎額**に基づいて支払うべき利息の額で、**固定利付債券**の場合および特に規定がない場合は、当該**利息発生期間**を含む**利息期間**の最終日である利息支払日に支払うべき**固定利息額**または**ブローケン・アマウント**を意味し、
- (ii) その他の期間との関連では、当該期間の**計算基礎額**に基づいて支払うべき利息額を意味する。

「**付利開始日**」とは発行日または目論見書においてその旨指定された日を意味する。

「**金利決定日**」とは、**金利**および**利息発生期間**との関連においては、かかる日として指定されている一定の日であり、特に日の指定がない場合は、(i) 指定通貨がポンドの場合は**利息発生期間**の初日、(ii) 指定通貨がポンドでもユーロでもない場合は**利息発生期間**の初日のロンドンにおける2営業日前にあたる日、または (iii) 指定通貨がユーロの場合は**利息発生期間**の初日の2TARGET営業日前にあたる日を意味する。

「**利息期間**」とは指定した期間を意味し、特に期間の指定がない場合は、**付利開始日**（当日を含む）から最初の**利息支払日**（当日を除く）までの期間およびその後続く、**利息支払日**（当日を含む）から次の**利息支払日**（当日を除く）までの各期間を意味する。

「**利息期間日**」とは、特に指定がない限り、各利息支払日を意味する。

「**ISDA 定義集**」とは、特に指定がない限り、International Swap and Derivatives Association, Inc.（国際スワップデリバティブ協会）発行の2006年ISDA定義集を意味する。

「**金利**」とは**債券**に関して支払われる利息の率で、この要項の規定に従って指定または算定されるものをいう。

「**レファレンスバンク**」とは、LIBORの決定に関しては、ロンドン・インターバンク市場における大手4行の主要なロンドン営業所を、またEURIBORの決定に関しては、ユーロ圏インターバンク市場における大手4行の主要なユーロ圏営業所を意味し、いずれも**計算代理人**が選定するか、またはこの要項が指定する先である。

「**基準金利**」とは、その旨指定したレートそのものを意味する。

「**関連スクリーンページ**」とは、指定された情報サービスのページ、セクション、表題、コラム、その他を意味する。

「**指定通貨**」とは指定した通貨を意味し、特に指定がない場合は、**債券**の額面金額が表示されている通貨を意味する。

「**TARGET システム**」とは、Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET) Systemおよびその後継システムを意味する。

(k) **計算代理人**：公社は、**最終条件書**に**計算代理人**の規定があり、**債券**（包括代理人契約に定義）の発行残高が存在する限り、常時1名以上の**計算代理人**を設置しておくものとする。**債券**に関し複数の**計算代理人**が指名されている場合、この要項で**計算代理人**というときは、この要項に従って各自の業務を遂行する各**計算代理人**を意味する。**計算代理人**がその業務を遂行できないか、もし

くは遂行する意思がない場合、または**利息発生期間の金利の確定や利息額、分割償還額、最終償還額、繰上償還額、任意償還額**の計算等を適正に行えない、もしくはその他の要件を遵守できない場合は、**公社**は、インターバンク市場（または場合に応じて、短期金融市場、スワップまたは店頭の数値オプション市場）に従事する有力銀行または投資銀行のうち、**計算代理人**が行うべき計算業務または決定業務に最も関わりのある（在ロンドンの主要営業所またはその他の営業所において上記市場に積極的に参加している）1行を代わりの**計算代理人**に指名するものとする。**計算代理人**は上記の後任者が指名されることなしに辞任することはできない。

## 5. 償還、買入れ、およびオプション

(a) 最終償還：以下に規定する償還、買入れ、および消却が事前に行われていない場合、債券は指定された**満期日**に**最終償還額**（別段の定めがない限り債券の額面金額）、または債券が下記(b)項に該当する場合はその最終**分割償還額**にて最終的に償還されるものとする。

(b) 分割償還：この第6項に規定する償還、買入れ、および消却が事前に行われていない場合、**分割償還支払日**および**分割償還支払額**を規定している各債券は、各**分割償還支払日**において所定の**分割償還支払額**にて一部償還されるものとする。債券の額面残高は**分割償還支払日**ごとに定額の（分割償還支払額を額面金額に対し一定の率で算定している場合は定率の）**分割償還支払額**につき、実際にかつ有効に減少するものとする。ただし、**分割償還支払額**の支払いが不当に留保または拒絶された場合は、**分割償還支払額**の**関連日**まで額面残高は減少しないものとする。

(c) 繰上償還額：

(i) ゼロクーポン債以外の債券：

すべての**債券**（下記(ii)の債券を除く）につき、第9項に規定する支払期限の到来時に支払うべき**繰上償還額**は、別段の定めがない限り**最終償還額**とする。

(ii) ゼロクーポン債：

(A) **ゼロクーポン債**については、**繰上償還額**に関して一定の指数および算式またはそのいずれかとの連関がある場合、または別段の定めがある場合を除き、第9項に規定する支払期限の到来時に支払うべき**繰上償還額**は当該**債券**の**償却後元本金額**（下記の規定により算定）とする。

(B) 下記(C)の規定に従い、ゼロクーポン債の**償却後額面金額**は、**満期日**の**最終償還予定額**を、複利計算による年賦償還率（Amortization Yield）に相当する年率（%）で割引いた金額とする（年賦償還率は、特に指定がない限り、**債券発行日**の発行価格に対して割戻した場合に得られる**債券**の発行価額が**償却後額面金額**に等しくなるように設定する）。

(C) 第9項の規定により支払期限が到来したにもかかわらず、ゼロクーポン債に係る**繰上償還額**が支払われなかった場合、支払うべき当該**繰上償還額**については上記(B)項の規定どおり当該**債券**の**償却後額面金額**とするが、支払期限到来日を**関連日**として扱い、**償却後額面金額**の計算は（判決の前および、適用法の認める限り判決後においても）**関連日**まで継続されるものとする。ただし、**関連日**が**満期日**またはそれ以降の日に該当する場合については、**満期日**の**最終償還予定額**に第4項(c)に基づいて発生する利息を加えた金額を支払うものとする。

上記の計算期間が1年間に満たない場合は日数計算分数を適用するものとする。

(d) 公社の任意による償還：**コールオプション**が適用可能と指定されている場合、**公社**は**債券**保持人に対する14日以上30日以内（またはその他の所定通知期間）の取消不能通知をもって、**債券**の全部または一部（該当する規定がある場合）を**任意償還日**に償還できるものとする。その際、**任意償還額**には償還期日までの利息を加えるものとする。任意償還は、額面金額が所定の**最低償還額**以上かつ**最高償還額**以下である**債券**についてのみ行使できるものとする。

この要項に従って通知がなされた**債券**はいずれも、各通知に指定された**任意償還日**に償還を受けられるものとする。

**Fedブックエントリー債券**以外の**債券**についての一部償還の場合、**債券**所持人に対する通知には、**無記名債券**の場合は証書番号も記載するものとし、**記名債券**の場合は償還部分の引出し額面金額および所持人名を明記し、状況に照らして公正かつ合理的な引出し場所および引出方法を、市場

慣行、適用法、証券取引市場、その他関連当局の要件を考慮に入れながら指定するものとする。債券がルクセンブルグ証券取引所その他に上場されており、証券取引所の規則が求める場合は、公社はそれに従い、一部償還を行った年には年 1 回、未償還の債券額面総額および償還により引き出した債券の引渡未済分リストをルクセンブルグ証券取引所のウェブサイト([www.bourse.lu](http://www.bourse.lu))、ルクセンブルグで広く購読されている新聞またはその他の証券取引所が指定する方法で公表するものとする。Fedブックエントリー債券についての一部償還の場合は、各債券は一部償還の総額を比例配分した金額で償還され、以後は未償還残分が発行残高として扱われるものとする。

(e) 債券所持人の任意による償還：プットオプションが適用可能と指定されている場合、債券所持人がその選択により公社に対する 46 日以上 60 日以内（またはその他の所定通知期間）の通知を行った場合には、公社は当該債券を任意償還期日に、任意償還額に償還期日までの利息を加えた額で償還する。

Fedブックエントリー債券以外の債券について任意償還権を行使するためには、債券所持人は、無記名債券の場合は通知期間内に当該債券を（期限未到来の領収書、利札および未交換タロンを添えて）支払代理人に預託しなければならない、記名債券の場合は当該債券を表章する証書を登録機関または名義書換代理人に対し、その指定する場所において預託しなければならない。また、Fedブックエントリー債券について任意償還権を行使するためには、債券所持人はその旨を関連の保管機関を通じて公社に通知しなければならない。債券または証書の預託および任意償還権の行使は、公社の事前の了解なしにはいっさい撤回できない（財務代理人契約または包括代理人契約に規定されている場合を除く）。

(f) 強制繰上償還：強制繰上償還が適用可能と指定されている場合、公社は任意償還期日に、任意償還額に償還期日までの利息を加えた額で当該債券すべてを償還するものとする。

(g) 一部払込債券：一部払込債券は、この要項および指定事項に従い、満期償還、繰上償還その他によって償還される。

(h) 買入れ：公社はいつでも公開市場等において債券を買入れまたはその他の方法により取得できるものとする。公社は、買入れまたはその他の方法により取得した債券を保有することも再売却することもできる。また、公社は自らの裁量により、債券を包括代理人に引き渡して消却することができ、その際、確定無記名債券の場合は、当該債券に付属するまたは同時に買入れた期限未到来の利札、未交換のタロンもしくは領収書も添えて引き渡すことができる。買入れが入札で行われる場合は、同一シリーズの債券所持人すべてが一様に参加できるものとしなければならない。

(i) 消却：公社が、または公社のために、買入れた債券はいずれも包括代理人に引き渡して消却することができる。その際、無記名債券については各債券を期限未到来の領収書および利札、未交換のタロンとともに包括代理人に、また記名債券については債券を表章する証書を登録機関に引渡すことができ、いずれの場合も、引き渡された債券（および付属のまたは同時に引渡された期限未到来の領収書および利札、未交換のタロン）は公社が償還したすべての債券とともに直ちに消却される。消却のために引き渡された債券は再発行または再売却を行うことはできず、当該債券に係る公社の債務は免除される。

## 6. 支払い

### (a) 無記名債券：

- (i) 無記名債券の元本および利息の支払いは、下記に従い、支払代理人の指定する米国外の場所において、領収書（分割支払額を償還期日以外の日に支払う場合で、債券とともに呈示する場合）、債券（上記以外の元本支払いの場合すべて、および第 6 項(f)(vi)に規定する利息支払いの場合）または利札（第 6 項(f)(vi)に規定する以外の利息支払いの場合）の呈示と引換えに、該当する通貨による小切手、または該当する通貨の銀行口座への振込みのいずれか所持人の選択する方法で行われる。ここでいう「銀行」とは当該通貨の主要な金融センターにある銀行、またはユーロの場合は銀行が TARGET システムを利用できる都市に所在する銀行を意味する。
- (ii) 前項にかかわらず、無記名債券の指定通貨が米国ドル、またはその支払いのみが米国ドルである場合は、ニューヨーク市の支払代理人が指定する場所において上記と同様の方法による支払いが可能である。ただし、その際は以下を条件とする。(i) 公社は、米国外に複数の指定支払場所を有し、支払期日に上記の方法による債券額の支払いが可能であることを合理的に期待できる支払代理人を指名済みであること、(ii) か

かる金額の全額支払いをそれらの支払場所で行うことが違法であるか、または為替管理ほか類似の規制によって事実上不可能であること、(iii) 当該支払いを行う時点で、米国の法律がそれを容認していること。

**CGN**形式による**包括債券**で表彰される**無記名債券**に関する元本、プレミアム（存在する場合）、および金利の支払いは、（下に定めるところにより）**確定無記名債券**について上に示された方法および別の方法としては**支払代理人**によって指定された事務所における**包括債券**の提出または引渡しについての**包括債券**について指定された方法によっておこなわれる。**CGN**形式の**包括債券**の提出または引き渡しと引換えに行われた支払いは、支払代理人によって元本支払いと利息支払いに分けて**包括債券**上に記録され、これを、当該支払いが行われたことの一応の証拠とする。新型包括債券（以下「**NGN**」という）形式の**包括債券**については、**公社**が、各支払いの明細をそれぞれ関連の決済機関の記録簿に按分して登録させるものとし、それにより、元本支払いの場合は、当該決済機関に記録された額面金額と包括債券に記載されている額面金額が支払いに応じて減少する。**NGN**形式の包括債券の支払いは所持人に対して行われる。支払いが行われるたびに、支払分につき公社の債務は免除される。関連決済機関による記録の誤りにより公社の債務免除が妨げられることは一切ない。

**(b) Fed ブックエントリー債券：**

- (i) Fed ブックエントリー債券の元本と利息は、指定場所またはニューヨーク市にある公社の指定事務所または代理機関において **Fed ブックエントリー基準日**（以下に定義）に所持人に対し米国ドルで支払われる。ただし、公社の任意の選択により、元本および利息を**連邦準備銀行**または Fed ブックエントリー債券を所持している**保有機関**の支店口座との預金決済による支払いができるものとする。33 Liberty Street, New York, New York 10045 に所在のニューヨーク州連邦準備銀行は、**財務代理人契約**に従って**債券の財務代理人**を務める。**Fed ブックエントリー債券**の利息または元本の支払いのための「**Fed ブックエントリー基準日**」は支払期日前日の**財務代理人**の業務終了時とする。その日が**財務代理人**の業務日でない場合は、支払期日前の**財務代理人**の直前の業務日に当たる日を Fed ブックエントリー基準日とする。
- (ii) 債券所持人には、支払日が**財務代理人**の休業日であったために支払期日を過ぎてしまった場合でも遅延に対する利息その他の支払いは行わないものとし、元本および利息は次の**財務代理人**業務日まで支払われないものとする。

**(c) 記名債券：**

- (i) **記名債券**の元本支払い（本第 6 項(c)においては**最終分割償還額**を含み、その他の**分割償還額**は含まない）は**名義書換代理人**または**登録機関**の指定する場所において**証書**の引渡しと引換えに、下記(ii)項の規定と同様の方法で行われる。
- (ii) **記名債券**の利息（本第 6 項(c)においては**最終分割償還額**を除くすべての**分割償還額**を含む）は、支払期限の 15 日前の業務終了時（以下「**登録基準日**」という）に債券原簿に記載されている者に対して支払われる。各記名債券の利息は該当する通貨による預金小切手を債券原簿に記載された債券所持人（共同所持人の場合は筆頭者）の住所宛に郵送して支払われる。所持人が振込を望む場合は、登録基準日以前に登録機関または名義書換代理人の指定場所に申請することにより、受取人の当該通貨による銀行口座に振り込んで支払うことができる。
- (iii) デポジトリ・トラスト・カンパニー（以下「**DTC**」という）を通じて所持する**記名債券**は次のように支払われる。
  - (A) 支払いの指定通貨が米国ドルの場合、元本、プレミアムまたは利息の支払いは第 6 項(c)(i)および(ii)に従って行われる。
  - (B) 支払いの**指定通貨**が米国ドル以外の場合、元本および利息の支払いは**包括代理人**が**交換代理人**に対して当該**指定通貨**で支払い、交換代理人は即日決済可能な資金を電信送金により DTC 加入者の当該通貨用の指定口座に払い込む。支払いの受取人である DTC 加入者は、利息支払いについては登録基準日後 3 日目、元本支払いについては支払日の 12 暦日前に当たる、ニューヨークの各銀行が営業している日（以下「**DTC 営業日**」という）のニューヨーク市時間午後 5 時までに、当該通貨による支払い受領についてあらかじめ取消不能の選択をしておく。支払い

の受取人である DTC 加入者が当該通貨による支払い受領について取消不能の選択をしていない場合、交換代理人は支払いに必要な金額を当該通貨から米国ドルに両替したうえで即日資金決済により DTC に送金し、DTC はその決済システムを通じて受取人に支払う。上記の両替および選択の方法は包括代理人契約に規定されている。

- (iv) 債券所持人が証書の引渡しが必要となっている場合にこれを遅滞した、または証書が名義書換代理人に対しその業務日である引渡し期日に引き渡すことができなかつた、または本第 6 項(c)に従って郵送された小切手が支払期限後に到達したことにより生じる支払い遅延には第 6 項(h)が適用されるものとし、債券所持人にはかかる遅延に対する利息その他の支払いはいっさい行われぬ。

(d) 法規に基づく支払：支払いはすべて、いかなる場合でも財政法その他の法律、規則、指令に基づいて行われる。支払いに係る手数料、経費等は債券所持人または公社に対し、いっさい請求されないものとする。

(e) 公社が当初に指名した財務代理人、包括代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人および計算代理人、およびその指定事務所は以下に掲げるとおりである。財務代理人、包括代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人および計算代理人は専ら公社の代理人として業務に当たる者であり、債券所持人または利札所持人との間にはいかなる債務、代理関係、信託行為も生じさせることはない。公社は財務代理人、包括代理人、その他の全ての支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人およびその他のすべての代理人の指名をいつでも変更または取り消すことができ、また財務代理人、包括代理人、その他支払代理人、登録機関、名義書換代理人および計算代理人を代替指名または追加指名することができる。ただし、公社は常に以下の代理人を維持するものとする。(i) Fed ブックエントリー債券に係る財務代理人、(ii) 無記名債券および記名債券に係る包括代理人、(iii) 記名債券のためにニューヨーク市所在の登録機関および名義書換代理人およびヨーロッパの都市（債券がルクセンブルグ証券取引所に上場されている間はルクセンブルグ）に指定事務所を有する名義書換代理人、(iv) 無記名債券のためにヨーロッパの都市（債券がルクセンブルグ証券取引所に上場されている間はルクセンブルグ）に指定事務所を有する支払代理人、(v) シンガポール証券取引所に上場される債券がある（および同取引所が求める）間はシンガポールに指定事務所を有する支払代理人（包括代理人でもよい）、(vi) 要項に指定がある場合、1 名または複数の計算代理人、(vii) 債券が上場されるその他の証券取引所が求める代理人。

さらに公社は、指定通貨が米国ドルであるか、または支払いのみが米国ドルである無記名債券については、第 6 項(a)(ii)に記載する環境下にある支払代理人をニューヨーク市内に指名する。

代理人またはその指定事務所に関する変更は第 13 項に従い、直ちに債券所持人に通知されるものとする。

(f) 期限未到来の利札および領収書、および未交換のタロン：

- (i) 固定利付債券（デュアルカレンシー債券または指数連動利付債券を除く）に属する無記名債券はその償還期日に、期限未到来の利札があればそれをすべて添付して、支払いのために引き渡さなくてはならない。これを怠った場合、期限未到来の利札のうち、引渡されなかつた分の額面金額合計相当額（一部支払いの場合は、欠缺利札の金額に支払われる元本額の支払われるべき元本総額に対する比率を乗じた額）が、最終償還、繰上償還または任意償還のいずれの場合にも、償還期日に支払われる償還額から差し引かれるものとする。差し引かれた金額は、引き渡されなかつた利札を元本支払いの関連日から 10 年以内に引き渡すことにより、上記の方法で支払われるものとする（当該利札が第 8 項により無効となっているか否かを問わない）。
- (ii) 変動利付債券、デュアルカレンシー債券または指数連動利付債券に属する無記名債券の場合は、その償還期日に期限未到来の利札は（添付の有無を問わず）無効となり、当該利札に係る支払はいっさい行われぬものとする。
- (iii) 無記名債券に係る未交換のタロンは債券の償還期日に（添付の有無を問わず）無効となり、当該タロンに対する利札はいっさい交付されないものとする。
- (iv) 分割償還が可能な無記名債券の領収書は、そこに記載された分割支払日が償還期日当日またはそれ以降の日付となっている場合は（添付の有無を問わず）無効となり、当該領収書に係る支払はいっさい行われぬものとする。

- (v) 期限未到来の**利札**が債券の償還期日に無効となる旨を定めた**無記名債券**が償還のために提出されたが、期限未到来の**利札**は一部添付されていない場合、また、それらに係る未交換の**タロン**が一部添付されていない場合、償還は**公社**が求める補償の提供と引換える場合にのみ行われるものとする。
- (vi) **債券**の償還期日が利息の支払期日と異なる場合、前回の利息支払期日または付利開始日からの利息は、該当する**無記名債券**またはそれを表章する**証書**の呈示（場合により引渡し）との引換えでのみ支払われるものとする。満期日以降のみ利息が付く債券の利息については当該債券の償還時に、債券または証書と引換えに支払われるものとする。

(g) **タロン**：無記名債券に付属して発行された利札シートの最後の利札に記された利息支払日の当日またはそれ以降は、利札シートの**タロン**部分は**包括代理人**の指定事務所において引き渡し、追加の**利札**シート（および、必要な場合は追加**利札**シート用の**タロン**）と交換することができる（ただし、第8項により無効となる**利札**についてはこの限りではない）。

(h) 非営業日：**債券**、**領収書**または**利札**に係る支払日が営業日ではない場合、所持人には次の営業日まで支払いは行われず、また、そのような支払い遅延に対する利息その他の支払いはいっさい行われぬものとする。本(h)において「営業日」とは、呈示場所および当該債券の最終条件書が「金融センター」と指定する法域内の、銀行および外国為替市場が営業を行っている日（土曜、日曜を除く）および以下の日を意味する。

- (i) （ユーロ以外の通貨で支払われる場合）支払いが関連通貨で銀行口座への振込みにより行われる場合、当該通貨の外国為替取引が当該通貨の国の主要金融センターで行われる日
- (ii) （ユーロで支払われる場合）TARGET 営業日

(i) 支払通貨：**債券**に係る支払いに米国ドル以外の通貨が指定されているとき、当該**指定通貨**の発行国政府が公共債務や民間債務の支払いや国内公共機関による取引もしくは国際資金取引の決済における使用を停止した場合、または**公社**の制御しえない状況により、債券に係る支払期日に**指定通貨**の入手が期待できない場合には、**公社**は支払義務を履行するために、当該通貨の代わりにニューヨーク市における正午現在の買レートの米国ドルを電信送金することができるものとする。その際の米国ドルのレートは支払日の2営業日前にニューヨーク連邦準備銀行が公表するものを適用し、支払日の2営業日前にレートが入手できない場合や公表がない場合は、支払日の2営業日前またはそれ以前に計算代理人が入手できる最新レートを適用する。上記のような状況下での**公社**による他の通貨または米国ドルによる支払いは有効であり、当債券に係る債務不履行とはならない。本第6項(i)でいう「営業日」とはニューヨーク連邦準備銀行がニューヨーク市で稼働している日を意味する。

## 7. 租税

一般的に**債券**（および利息）に対する課税は免除されない。

国際金融公社協定に基づき、**公社**には加盟国が債券に関して課す税金の源泉徴収義務はなく、元本、プレミアムおよび利息は、税金に係る控除なしに、**包括代理人**または**財務代理人**に対して支払われる。

国際金融公社協定に基づき、元本、プレミアムおよび利息は、加盟国が設ける (i) **公社**が発行した**債券**であることを唯一の理由とする不利な差別的租税、または、(ii) **債券**が発行され金銭の授受が行われるべき場所もしくは通貨、または**公社**が維持する事務所もしくは業務地の所在地を唯一の基準とする租税の課税対象とはならない。

## 8. 時効

ニューヨーク州法に準拠する**債券**、**領収書**および**利札**に対する場合を除き、**公社**に対する、**債券**、**領収書**および**利札**（本第8項では**タロン**を除く）に係る支払請求権は、元本については**関連日**から10年以内、利息については5年以内に請求が行われない場合は時効により無効となる。この要項において、**債券**、**領収書**または**利札**に係る「**関連日**」とは、その支払期日が最初に到来した日、または（いずれかの金銭の支払が不適切に差し控えられ、または拒絶された場合）未払い金額が全額支払われた日、あるいは（それより早い場合）債券所持人に対し、要項に従った**債券**、**領収書**ま

たは利札の再呈示（債券が証書の場合は引渡し）と引換えに支払を行う旨の通知がなされてから 7 日後の日（ただし、呈示または引渡しと引換えに実際に支払いが行われた場合）を意味する。この要項においては、(i) 「元本」は、債券、償還額、最終償還額、繰上償還額、任意償還額、分割償還後額面金額その他、第 5 項およびその修正または追補により支払うべきあらゆる元本的性格の金額に係るプレミアムを含むものとし、(ii) 「利息」は、あらゆる利息金額その他、第 4 項およびその修正または追補に基づいて支払うべきあらゆる金額を含むものとする。

## 9. 債務不履行

ある債券シリーズに関し、**公社**が (a) 当該シリーズのいずれかの**債券**について元本、プレミアム（存在する場合）、または利息の支払い、または (b) 他の債券シリーズのいずれかの**債券**、ノート、ボンドまたは（**当債券**以外の）類似の債務で**公社**により発行され、引き受けられ、または保証されているものについて、総額 20,000,000 米国ドル以上またはその他の通貨による同等額以上の元本、プレミアムまたは利息の支払いについて、いずれかを 90 日間継続して怠った場合、以後その状態が続いている間はいつでも、**債券**所持人は、自己の所持するすべての債券につき期限の利益喪失の宣言を選択する旨の書面による通知を、アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントン市所在の**公社**本部に対して交付するかまたは交付させることができる。その際、当該通知書には債券番号および額面金額を記すものとする。当該通知書が**公社**に交付された 30 日後に当該**債券**は期限の利益を喪失し、経過利息とともに支払われるものとする。ただし、その時までには当該債務不履行の状態が解消した場合はこの限りではない。

本第 9 項の適用上、米ドル以外の通貨により表示される支払債務は、その支払いについて不履行がなされた日においてロンドン市所在の主要商業銀行が提示する当該通貨による買いに対する米直物ドル売り外国為替相場により（または、何らかの理由により当日にかかる相場が得られない場合は、その後かかる相場が得られる最初の日のかかる相場により、または IFC と協議の上、**包括代理人**が定めるところに従って）米ドルに換算されるものとする。

## 10. 債券所持人集会および変更

(a) 債券所持人集会：**包括代理人契約**には債券所持人の利益に影響する事項を検討する**債券所持人集会**の招集が規定されている。検討事項には**要項**の変更を承認する**特別決議**（**包括代理人契約**に定義）も含まれる。債券所持人集会はその時点における当債券の未償還額面総額の 10%以上を保有する**債券所持人**が招集することもできる。**特別決議**のための債券所持人集会は、その時点で債券の額面総額の過半を保有する者または代表する者 2 名以上を定足数とし、延会については保有または代表する当債券の額面金額にかかわらず、所持人またはその代表者 2 名以上を定足数とする。ただし、債券所持人集会が特に下記の議題を含む場合は、その時点で当債券の未償還額面総額額の 75%以上、延会については 25%以上を保有または代表する者 2 名以上を定足数とする。

- (i) **当債券**の満期日または償還日の改訂、あるいは**分割支払日**、利息支払日または**利息額**の改訂
- (ii) **当債券**の額面金額、分割額または償還プレミアムの引下げ
- (iii) 当債券の**金利**の引下げ、または利息額算定方法もしくは算定基準の変更
- (iv) 最低金利、最高金利、分割額、最終償還額、繰上償還額または任意償還額その他の償還額が規定されている場合の、最低金利、最高金利または償還額の引下げ
- (v) 償還額の算定方法または算定基準および**償却後額面金額**の算定方法等の変更
- (vi) **当債券**の支払いまたは額面金額の通貨変更
- (vii) 特別定足数を適用する特別決議による承認が条件となっている措置の実施
- (viii) **債券所持人集会**の定足数、または特別決議の可決に必要な票数の変更

正当に可決された**特別決議**は**債券所持人**（可決時に出席していたか否かを問わず）およびすべての**利札所持人**を拘束するものとする。

上記は、各債券シリーズの**最終条件書**において修正、変更を加える場合がある。

(b) **包括代理人契約**および**財務代理人契約**の変更：**公社**は**債券所持人**の利益に重大な損害を与えないことを合理的に予想しうる場合にのみ、**包括代理人契約**および**財務代理人契約**を変更するこ



と、または**包括代理人契約**および**財務代理人契約**の過去の違反もしくは今後の違反の追及の放棄もしくは承認または**包括代理人契約**および**財務代理人契約**の不遵守を容認する。

## 11. 代り債券、代り証書、代り領収書、代り利札および代りタロン

**債券、証書、領収書、利札**または**タロン**の紛失、盗難、破損、汚損または破棄が発生した場合は適用法規および関連の証券取引所および決済機関の規則に従い、**支払代理人**のルクセンブルグ所在の指定場所（無記名債券、領収書、利札またはタロンの場合）および**登録機関**（証書の場合）、その他の支払代理人や名義書換代理人など、公社が目的に応じて適宜指名し債券所持人に通知する代理人の指定場所で代替券と交換することができる。その際、交換の請求者は交換に係る手数料および費用を支払ったうえで、証拠、担保、補償など公社の要求する条件に従わなければならない（特に、盗難または破棄されたとされる債券、証書、領収書、利札またはタロンが後に支払いや交換のために呈示された場合、公社が当該債券、証書、領収書、利札または追加利札に関して支払った金額を請求に応じて公社に支払うべき旨の規定を設ける場合がある）。破損または汚損した債券、証書、領収書、利札またはタロンは代替券が交付される前に引き渡さなければならない。

## 12. 追加発行

公社は、随時、**債券所持人**の同意なしに、**当該債券**とすべての点（または、発行日およびその初回利払い以外すべての点）で同一の要項を有し、いずれかのシリーズの残存する債券（当該債券を含む。）と併合されて単一のシリーズを構成することとなる追加債券、または公社が発行の際に決定する条件による追加債券を創設し発行することができる。債券の**要項**中で**当該債券**という場合には、（文脈上、別段の要求がある場合を除き）**要項**に基づき発行され、**当該債券**と同一シリーズの**債券**の追加的なトランシェを構成するその他の証券が含まれる。

## 13. 通知

**記名債券**の所持人に対する通知は**債券原簿**に記録された住所宛に郵送される。**記名債券**の所持人に対する通知は、郵送後 4 平日（土曜、日曜以外の日）目に到達しているものとみなす。**無記名債券**の所持人に対する通知は、別段の規定がない限り、ロンドンで一般に購読されている日刊紙（フィナンシャル・タイムズを予定）への公告、また当債券がルクセンブルグ証券取引所に上場されている間はそのウェブサイト（[www.bourse.lu](http://www.bourse.lu)）またはルクセンブルグで一般に購読されている日刊紙（ルクセンブルガー・ヴァルトを予定）への公告、またシンガポール証券取引所に上場されている当債券についてはシンガポールで一般に購読されている有力英字日刊紙（ザ・ビジネスタイムズを予定）への公告をそれぞれ有効な通知とする。上記のいずれかが実行できない場合は、ヨーロッパまたはシンガポールで一般に購読されている別の有力英字日刊紙への公告を有効な通知とする。これらの新聞公告等による場合は掲載日に通知がなされたものとみなし、公告が複数回または異なる日に掲載された場合は最初に掲載された日を通知がなされた日とみなす。

ルクセンブルグ証券取引所またはシンガポール証券取引所に上場されている債券以外の場合で関連の証券取引所の規則が求める場合は、**確定無記名債券**が発行されるまで**包括債券**を Euroclear Bank S.A./N.V.（以下「ユーロクリア」という）および Clearstream Banking, société anonyme（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という）に代わって全額のまま保っている限り、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに対し、所持人へ連絡を行う通知がなされたことをもって新聞公告の代わりとなる。この通知はユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに対してなされた後 7 日目に**当該債券**の所持人に対してなされたものとみなされる。

本**要項**に基づき、**利札、領収書**または**タロン**の所持人は、**無記名債券**の所持人に対してなされた通知の内容をすべて知っているものとみなされる。

**当該債券**の所持人（**Fed ブックエントリー債券**以外の）による通知は書面によるものとし、それを関連**債券**または**証書**とともに**包括代理人**または**財務代理人**に預けることによってなされるものとする。**無記名債券**の場合は、それが**包括債券**によって表章されている限り、所持人は、**包括代理人**およびユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグまたはそのいずれかが認める方法により、適宜、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグまたはそのいずれかを經由して通知をなすことができる。

#### 14. 1999年契約（第三者の権利）法

英国法に準拠する**債券**、**領収書**および**利札**に関し、**債券**に別段の規定がない限り、何人も 1999年契約（第三者の権利）法に基づいて当債券のいずれかの条項を執行する権利を有さない。

#### 15. 準拠法および管轄権

(a) 準拠法：**債券**、**領収書**、**利札**および**タロン**は、英国法またはニューヨーク州法、その他指定された法律に準拠し、それに基づいて解釈される。**一部払込債券**はニューヨーク州法には準拠しないものとする。

(b) 管轄権：**債券**、**領収書**、**利札**または**タロン**から生じ、またはこれらに関連する、英国の裁判所における法的措置または訴訟（以下「訴訟」という）に関し、公社は同裁判所の非独占的管轄権に対し取消不能の付託を行う。

(c) 訴状送達：公社は、12<sup>th</sup> Floor, Millbank Tower, 21-24 Millbank, London SW1P 4QPに所在の公社の事務所を、英国での訴訟における訴状送達を公社として、または公社に代わり受領する送達代理人として取消不能の形で指名する。公社が英国に事務所を有しなくなった場合、または、何らかの理由で送達代理人がその務めを果たせなくなるかロンドンの住所を有しなくなった場合は、公社は代りの送達代理人を指名することに取消不能の同意をし、当該指名を**債券所持人**に対し、**要項第13条**に従って直ちに通知する。なお、上記の規定は、法の認める他の方法で訴状送達を行う権利にはいっさい影響しないものとする。

## 包括様式の債券に関する債券の様式および規定

「債券の要項」で定義または使用された用語および表現は本セクションにおいても同一の意味を有します。

発行する**債券**の様式は**債券**の発行に際して**公社**と各**ディーラー**の間で合意がなされます。債券の形式は記名式、ブックエントリー式（額面および支払いが米国ドル建てで連邦準備銀行を通じて清算および決済される債券の場合）または無記名式のいずれかが、適用される**最終条件書**に指定されます。一定の**指定通貨**で支払われる債券は包括様式でのみ発行される場合があります。

### 記名債券

米国内の投資家のみを対象として募集される**記名債券**は、**最終条件書**に別段の定めがない限り、各シリーズとも当初は記名式のグローバル様式による単一債券（以下「**包括債券**」といいます）で表章されており、発行日に Citibank, N.A.のロンドン支店（以下「**カストディアン**」といいます）に預託され、DTC の名義で登録されます（以下「**DTC 包括債券**」といいます）。

米国外の投資家のみを対象として募集される**記名債券**は、**最終条件書**に別段の定めがない限り、当初は 1 通または複数通の**包括債券**で表章され、発行日に**カストディアン**に預託され、公社と関連ディーラーが合意のうえ**最終条件書**に指定した決済機関の名義で登録されます。

米国内外で募集される**記名債券**は、**最終条件書**に別段の定めがない限り、当初は 1 通または複数通の**包括債券**で表章されます。米国内で販売される債券の **DTC 包括債券**は発行日に**カストディアン**に預託され、DTC の名義で登録されます。米国外で販売される債券に係る同一またはその他 1 種類以上の**包括債券**は発行日に**カストディアン**に預託され、DTC 名義または公社と関連ディーラーが合意のうえ**最終条件書**に指定した決済機関の名義で登録されます。

**記名債券**は、**最終条件書**に指定がある場合、当初から受益権者名義で登録された**証書**に表章される確定**記名債券**の形で発行することがあります。受益権者名義で登録された**証書**を利用できるのは (i) 後に「**無記名債券**」の項で述べるように、当初に**無記名債券**として発行された債券、または (ii) 下記に述べる状況において、当初**包括債券**に表章されている**無記名債券**（一定の**指定通貨**によるものを除く）のいずれかの場合のみとなります。受益権者の求めにより発行する**証書**の費用は当該受益権者の負担となります。

**最終条件書**に別段の定めがない限り、**包括債券**の権利は、受益権者の名義で登録された**証書**に表章された**記名債券**と交換することができます。ただし、それが可能なのは適用法が認めることに加え、(i) **DTC 包括債券**については、DTC が、**DTC 包括債券**の**カストディアン**としての務めを十分に果たす意思または能力を失ったこと、または 1934 年米国証券取引法（その改正も含み以下「**証券取引法**」といいます）に下で登録された「**決済機関**」ではなくなったこと、その他、DTC がその**カストディアン**として適格ではなくなったことを公社に対し通知し、公社がその通知を受けて後 90 日以内に有資格の後任者を置くことができない、(ii) その他の**包括債券**については、**包括債券**の清算および決済を行う**決済機関**が連続 14 日間にわたり休業（休暇や制度的理由からではなく）し、または廃業の意思を発表し、もしくは実際に廃業した、または (iii) 債券の元本が支払期日に支払われず、**債券所持人**が交換の意思を**包括代理人**に通知した、などの場合のみです。このような状況が発生した場合、公社は可能な限り速やかに（かつ、当該状況が発生してから 45 日以内に）必要な**証書**を作成し**登録機関**に送付し、**登録機関**がそれらを有効な**証書**に完成したうえで**債券所持人**に交付します。その際、**包括債券**に権利を有する者は、公社および**登録機関**の請求に従って、**証書**の作成に必要な指示や情報を**登録機関**に対し書面で提出しなければなりません。**記名債券**は無**記名債券**と交換できません。

**最終条件書**に定めがある場合、**包括債券**の権利は **DTC 包括債券**の権利と交換すること、または **DTC 包括債券**の権利形式を望む相手に譲渡することができ、**DTC 包括債券**の権利は**包括債券**の権利と交換すること、または**包括債券**の権利形式を望む相手に譲渡することができます。上記の交換または譲渡は **DTC**、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの規則および手続きに従い、また、**包括代理人契約**の第 7 条および第 9 条に従って行うものとします。

DTC は、**DTC 包括債券**に係る **DTC** 口座に資金を有する加入者 1 名以上の指示があった場合にその加入者が指示した **DTC 包括証書**の額面総額分についてのみ、**記名債券****記名債券**の所持人に許される行為（例えば、上記の交換のための **DTC 包括債券**の提出などを含む）を行う旨を公社に表明しました。ただし、上の状況の場合は、DTC は、**DTC 包括債券**を、**記名債券**の受益権者名義で登録された**証書**と交換に引き渡すとしています。

上記の場合を除き、DTC 包括債券が DTC またはそのカストディアンに預託されている限り、記名債券の受益権者名義で登録された証書は DTC その他の決済機関を通じて清算または決済することはできません。

### Fed ブックエントリー債券

額面金額および支払いの通貨が米国ドル建てで連邦準備銀行を通じて清算および決済が行われる債券はすべて、当初は証書なしのブックエントリー形式によってニューヨーク連邦準備銀行のみを通じて発行され、関連ディーラーの指定した保有機関が所持します。初期発行の後、Fed ブックエントリー債券は、投資家の誰かが別の保有機関への移転を手配しない限り同じ保有機関が継続して所持します。

### 無記名債券

以下の場合を除き、満期が発行後 1 年超の無記名債券は各トランシェとも当初は利札なしの仮包括債券で表章され、(i) NGN については、発行日かそれ以前にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグのための共同保管機関に送られ、(ii) CGN については、発行日に、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに代わり共通預託機関に預けられます。仮包括債券の権利はそのすべてまたは一部を、利札なしの恒久包括債券、確定形式の無記名債券（最終条件書に指定がある場合に限りその範囲内）、包括債券の権利、または記名債券の受益権者名義で登録された証書と交換することができます。無記名債券は、最終条件書に定めがある場合はその範囲内で記名債券と交換することができます。特定顧客向無記名発行の一環として発行された無記名債券は当初は恒久包括債券または、最終条件書に指定がある場合は、確定無記名債券で表章されます。

### 債券の当初発行

包括債券を NGN 形式で発行する旨が最終条件書に記されている場合は、ユーロシステムの金融政策における適格担保の適用を意図するものであり、最初のトランシェ発行日またはそれに先立って共同保管機関に送られます。包括債券を共同保管機関に預託しても、当債券が発行と同時に、または存続期間中にユーロシステムの金融政策および日中与信取引における適格担保として必ず認められるとは限らず、その成否はユーロシステムの適格基準を充足するかどうかによります。

CGN 形式で発行される包括債券および証書は最初のトランシェ発行日またはそれに先立って共通預託機関に預けられます。

包括債券が CGN 形式である場合、共通預託機関への発行当初の預託、またはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの指定名義により記名債券を登録したうえでの共通預託機関への送付が済むと直ちに、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグは各債券応募者の口座に、申し込んだ債券の額面金額として払い込んだ額に等しい額面金額の債券を記録していきます。包括債券が NGN 形式の場合は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグが時々に応じて記録していく金額の総額が債券の額面金額となります。これらの決済機関による記録は包括債券に表章される債券額面金額の確定的証拠となり、これらの決済機関によるステートメントは当該時点における各決済機関の記録の確定的証拠となります。

発行当初に共通預託機関に預けられた債券もまた、他の決済機関（最終条件書に指定されている場合）がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに直接または間接的に有する口座を通じて、それらの決済機関における各応募者の口座に記録されます。逆に、発行当初に他の決済機関に預託された債券もまた同じように、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグまたはその他の決済機関の口座に記録される場合があります。

### グローバル様式の無記名債券に関する規定

仮包括債券および恒久包括債券には、グローバル様式をとっている間、無記名債券に適用する規定が定められており、この目論見書に定める債券の要項の補足となるものも含まれています。以下にそうした規定の一部を要約します。

**交換** 仮包括債券はその全部又は一部を以下のとおり（無償で）交換することができる。

(i) 発行日から 40 日以内に、無記名債券を表章する恒久包括債券の権利と交換でき（その際、包括債券が CGN 形式または NGN 形式の場合、公社は交換の明細が関連決済機関の記録簿に案分して登

録できるようにする)、また**最終条件書**に規定があればその範囲内で**確定無記名債券**と交換することができ、いずれの場合も関連決済機関による**包括代理人契約**に指定された様式による非米国人実質所有者証明書と引換えに行う。

(ii) 一定の状況では、**最終条件書**に規定があれば**包括債券**の権利または**記名債券**の実質所有者名義で登録された**証書**と交換できる。1 つまたは複数の**仮包括債券**を上記(i)に基づいて交換する場合の**確定無記名債券**は、**最低指定額面金額**を**指定額面金額**として発行されたものに限る。

**恒久包括債券** (額面金額が一定の**指定通貨**による**債券**を除く) をある決済機関のために所持しており、その決済機関が連続 14 日間にわたり休業 (法的その他の理由による休日を理由とする場合を除く) し、または廃業の意思を公表し、もしくは実際に廃業した場合、当該所持人は包括代理人に通知することによってその**恒久包括債券**の全部または一部を**確定無記名債券**と (無償で) 交換することができる。**恒久包括債券**は、**最終条件書**に定めがあればその範囲内で、その全部または一部を、交換日 (以下に定義) 当日またはそれ以降に、包括債券の権利または受益権者名義で登録された証書と (無償で) 交換することができる。交換日以降 (当日を含む) は、恒久包括債券の所持人は包括代理人または包括代理人が指示する相手に対し恒久包括債券を引き渡すことができる。恒久包括債券の交換において公社は、交換額に等しい額面金額総額の、適宜に作成された有効な**確定無記名債券**、包括債券または**記名債券**の実質所有者名義で登録された証書を、包括代理人契約に添付の様式またはそれに準じた様式で、交付するか、または交付させる (確定無記名債券には、恒久包括債券の利息支払い未済分に係るすべての利札およびタロンを、適用法および証券取引所の要件に従ってセキュリティプリントして添付する)。公社は、恒久包括債券の全部を交換した場合に所持人の要請があれば、当該債券が確実に消却されたうえで所持人に返却されるようにする。

「交換日」とは、**仮包括債券**を**恒久包括債券**または**確定無記名債券**と交換する場合は発行日から 40 日以上経過した日を意味し、また、包括債券、**確定無記名債券**または**包括債券**を**記名債券**の実質所有者名義で登録された証書または包括債券の権利と交換する場合は、交換要請通知がなされた日から 5 日以上経過した日で、かつ、包括代理人の指定事務所が所在し、場合によって、関連決済機関も所在する都市の銀行が営業している日を意味する。

**支払い** **交換日**より前には、関連決済機関が発行する非米国人実質所有者証明書がなければ**仮包括債券**に係る支払いはできない。**交換日**およびそれ以降は、**恒久包括債券**の権利 (または**最終条件書**に規定があれば**無記名債券**や個別の証書) との交換が不当な留保や拒絶を受けた場合を除き、**仮包括債券**に係る支払いはいっさいできない。**CGN** 形式の包括債券に基づく支払いは、所持人への通知に指定されるとおり、包括代理人その他支払代理人か、またはそれらが指示する相手に対し、支払記録の記入のために**恒久包括債券**を提出するか、または、以後支払いが発生しない場合は引き渡すことと引換えに所持人に対して支払いが行われる。**恒久包括債券**が**CGN** 形式の場合、各支払いの記録は**恒久包括債券**の明細に記入され、この記入事項が、支払いが行われたことの一応の証拠となる。**恒久包括債券**が**NGN** 形式の場合は、公社が、各支払いの明細をそれぞれ関連の決済機関の記録簿に案分して登録させ、それにより、元本支払いの場合は、当該決済機関に記録された額面金額と包括債券に記載されている額面金額が支払いに応じて減少する。**NGN** 形式の包括債券の支払いは所持人に対して行われる。支払いが行われるたびに、支払分につき公社の債務は免除される。関連決済機関への登録ミスがあっても、それにより公社の債務免除が妨げられることはない。

**通知** **無記名債券**が**恒久包括債券**で表章され、その**恒久包括債券**が決済機関のために所持されている間は、**債券所持人**に対する通知は、当該決済機関から然るべき口座所有者に対して連絡が行くように、当該決済機関に対して当該通知を送付することによってなされる。ただし、**無記名債券**のシリーズがルクセンブルグ証券取引所またはシンガポール証券取引所に上場されており証券取引所規則が求める場合、通知は、ルクセンブルグ証券取引所の上場債についてはルクセンブルグ証券取引所のウェブサイト ([www.bourse.lu](http://www.bourse.lu)) またはルクセンブルグで一般に購読されている有力日刊紙 (ルクセンブルガー・ヴァルトを予定)、またシンガポール証券取引所の上場債についてはシンガポールで一般に購読されている有力日刊紙 (ザ・ビジネスタイムズを予定) でも公告される。

**時効** ニューヨーク州法に準拠する**債券**に対する場合を除き、公社に対する**恒久包括債券**の元本および利息に係る支払請求権は、**関連日** (第 8 項に定義) から**最終条件書**に規定された年数以内

に当該**恒久包括債券**を呈示して支払いを求めない限り時効により無効となる。

**買入れおよび消却** 公社が**無記名債券**を買入後に消却する場合は、**恒久包括債券**の額面金額から減額することによって、消却が発効する。

**債務不履行 恒久包括債券**の所持人は**要項第 9 項**に示された状況が発生した場合、公社に対する通知に債券の期限の利益が失われたことおよび、その対象とする額面金額を記すことによって、その所持する恒久包括債券の全部または一部について支払期限を到来させ、弁済を求めることができる。債務不履行の通知をした後、英国法に準拠する捺印証書である恒久包括債券の所持人は当該債券の期限の利益を喪失させる部分を無効にすることができ、当該部分について決済機関に口座を有している者は約款捺印証書に基づいて公社に対する強制執行権を取得する。

**公社の任意による償還** 公社が**要項第 5 項**に示されているコールオプションを、ある時に発行された**無記名債券**の額面総額のうち未償還残高に満たない部分が**恒久包括債券**に表章されている間に行使する場合は、**要項第 5 項(c)**に基づく償還方法は不要となる。

**債券所持人の任意による償還** 恒久包括債券の所持人は、**要項第 5 項(d)**に示されている債券保持者の任意による公社に対する償還請求権を、任意償還を求める無記名債券の額面金額を包括代理人に通知し、また、恒久包括債券が CGN 形式の場合は第 5 項(d)に規定されている期限内に呈示することによって行使することができる。恒久包括債券が NGN 形式の場合については、公社が、各支払いの明細をそれぞれ関連の決済機関の記録簿に案分して登録させ、それにより、当該決済機関に記録された額面金額が支払いに応じて減少する。

**NGN の額面金額** 恒久包括債券が NGN 形式の場合、公社は上記の状況以外にも、交換、支払い、消却、任意権その他、当債券に基づく権利の行使をすべて関連決済機関に記録させ、元本の支払いに係るものについてはその都度、包括債券に表章される当債券の額面金額を記録に合わせて調整させるものとする。

## 債券所持人集会

恒久包括債券または包括債券に表章される当債券の所持人は（当該恒久包括債券または包括債券が 1 つの債券だけを表章するものでない限り）、債券所持人集会の定足数においては 2 名とみなされる。投票権は当該包括債券が交換できる債券の各指定額面金額につき 1 票、または、記名債券の場合は、包括債券で表章されているか否かを問わず、所持人が保有する債券の各最低指定額面金額につき 1 票とする。

## 一部払込債券

この目論見書では一部のみ払い込まれた債券（以下「**一部払込債券**」という）に関する規定を定めていないが、**包括債券**の規定には**最終条件書**に規定する形で含まれている。ニューヨーク州法に準拠する**一部払込債券**は発行されない。**一部払込債券**の所持人が支払うべき購入申込金の分割支払いが遅延している間は、**当該債券**を表章する**包括債券**の権利を**恒久包括債券**の権利または**確定無記名債券**と交換することはできない。**債券所持人**が一部払込債券の分割支払を指定期限内に行わなかった場合は、公社は当該債券を没収し、当該債券に係る所持人に対する公社の債務はなくなります。

## 清算および決済

### はじめに

当プログラムは、債券を国内外の 1 つ以上の国際的または国内の決済機関を通じて所持できるように設計されています。主たる決済機関は、米国では連邦準備銀行のブックエントリーシステムおよび DTC、ヨーロッパではユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグです。これらの決済機関の間には電子証券、電子送金、電子預託および電子保管のリンクが確立しており、他の決済機関とも保管機関や預託機関を通じて直接・間接のつながりがあるため、リンク先の決済機関を広く利用した債券の発行、保有、譲渡が可能になります。また、包括代理人とこれら決済機関の間では、国際的な流通市場で取り引きされる特定の債券の清算および決済専用手続きも確立しており、グローバル様式（以下に説明します）で発行された特定の通貨建て債券の市場間移動はこの手続きを利用した DAP（証券資金同時受渡し）ベースによる清算および決済が可能です。グローバル様式以外の債券の市場間移動についても、**包括代理人**と関連決済機関の間で確立した別の手続きで清算および決済が行われます。

**公社と記名債券、Fed ブックエントリー債券または無記名債券**の所持人との関係は各債券の要項によって管理されます。**包括債券**または**包括債券**については 1 つまたは複数の決済機関が所持人となります。決済機関が所持人となる債券の受益権は関連決済機関、預託機関またはそれらが指名した機関の帳簿に記載されます。各決済機関はそれぞれ別個の手続きで運営、調整しながら加入者や口座所有者と決済機関との関係を管理しており、そこには現在も今後も公社の関与はありません。公社は決済機関が所持する債券について所持人に手数料を請求することはありません。ただし、債券の受益権者は、債券の保管帳簿口座の維持運営に係る手数料を請求される場合があります。

ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグその他の指定決済機関などの記録に**包括債券**や**包括債券**に表章される債券の所持人として記載されている者は、公社が**包括債券**の無記名債券所持人や**包括債券**に表章される記名債券の登録所持人宛に適宜行う各支払いにおいて自分の分がどうなっているか、また**包括債券**や**包括債券**に基づく様々な権利について確認するために、決済機関に対し、その規則や手続きを遵守しながら、注意を集中する必要があります。**債券**が**包括債券**や**包括債券**に表章されている限り、債券に関して受け取るべき支払いについて公社に直接請求することはできない上、公社の債務は、**包括債券**の無記名債券所持人や**包括債券**に表章される記名債券の登録所持人宛に支払ったことによって、その金額分については免除されます。

Citibank, N.A. ロンドン支店（以下「シティバンク」といいます）は、DTC、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグその他、最終条件書に指定された決済機関を通じて保有される**債券**のための**包括代理人**です。ニューヨーク連邦準備銀行は、米国で発行される米国ドル建て額面金額の債券のやめの財務代理人兼支払代理人です。左記の債券は連邦準備銀行が運営するブックエントリーシステムを通じて保有されます。

### 包括代理人および支払代理人

シティバンクは当プログラムが発行する**債券**の**包括代理人**を務めます。シティバンクは DTC、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグと保管業務や預託業務で直接のつながりがあり、（**最終条件書**に別段の定めがない限り）これらの決済機関が保有する**包括債券**または**包括債券**のカストディアンを務め、その発行、譲渡、保管を円滑化します。シティバンクは必要に応じて（以下に更に詳細を記すとおり）**登録機関**、**名義書換代理人**、**交換代理人**、**決定代理人**および**支払代理人**も務め、**債券**によっては**最終条件書**に**計算代理人**として指定されることもあります。Citibank, N.A. シンガポール支店は CDP を通じて保有される債券のシンガポールの**支払代理人**を務めています。

### 決済機関

#### 連邦準備銀行ブックエントリーシステム

連邦準備銀行は連邦準備銀行ブックエントリーシステムを運営し、米国政府、政府機関の一部および米国が加盟している国際機関（公社を含む）が発行する米ドル建て額面金額の証券すべてについてブックエントリー方式の保有および決済を行っています。ブックエントリーシステムは連邦準備銀行の Fed ワイヤ電子送金システムにより、連邦準備銀行の支店に適正な口座を有する指定預

託機関その他の機関（以下「保有機関」といいます）の証券、資金の保有、支払、移動を可能にします。

## DTC

DTC はニューヨーク州法の下に設立された限定目的信託会社で、連邦準備制度の一組織であり、ニューヨーク統一商法典による“clearing corporation”（決済機関）で、証券取引法セクション 17A に基づく登記では“clearing agency”（清算機構）となっています。DTC は DTC 加入者のために証券を保有し、加入者間の取引に係る清算および決済を電子帳簿変更システムによって助けています。

## ユーロクリア

ユーロクリアはベルギーに本拠を置き、アムステルダム、パリ、ロンドンに支店があります。ユーロクリアでは加入者のために証券を所持し、クリアストリーム・ルクセンブルグとの間で行われる互いの口座保有客同士の証券取引を電子帳簿変更システムによって管理しています。

## クリアストリーム・ルクセンブルグ

クリアストリーム・ルクセンブルグはルクセンブルグの法律の下で設立された保管会社で、加入企業・団体のために証券を所持し、ユーロクリアとの間に行われる口座保有客同士の多通貨清算および決済を電子帳簿変更システムによって管理しています。

## その他の決済機関

特定の債券については、公社、**包括代理人**および**関連ディーラー**の合意に基づいて他の決済機関が利用できるようになっており、そうした決済機関は最終条件書に清算および決済手続きの説明付きで指定されます。

## 清算・決済手続き（発行時の流通）

はじめに

**債券**は**最終条件書**に指定された上記の 1 つまたは複数の決済機関を通じて発行されます。購入代金は DVP（証券資金同時受渡し）で支払われます。支払方法については**最終条件書**に詳しい説明があります。

## 記名債券および Fed ブックエントリー債券

**債券**をグローバル清算・決済方式にするか特定清算・決算方式にするかは、発行ごとに公社と関連ディーラーの合意で決まり、**最終条件書**に指定されます。清算および決済の手続きは指定通貨によって異なる場合があります。慣行的な手続きについては後の「特定の清算・決済方式」で説明します。決済機関に対しては発行される債券の清算・決済を引き受けてもらうための申請を出し、清算件数を最終条件書に明記します。

公社と**包括代理人**の間に別段の取決めがない限り、シティバンクがグローバル様式の**債券**すべてのカストディアンを務めます。

### (i) グローバル清算・決済 — 指定通貨

額面金額が一定の**指定通貨**建ての債券は**最終条件書**に指定された決済機関で清算および決済されます。その際、当該決済機関が当該**指定通貨**による包括債券の単発行向けに確立済みの清算・決済手続きが適用され、手続きは**最終条件書**に記載されます。

### (ii) 特定清算・決済 — ニューヨーク連邦準備銀行

ニューヨーク連邦準備銀行は記録上の所有者として、他の連邦準備銀行および第 2 連邦準備地域にある各**保有機関**の代わりに **Fed ブックエントリー債券**の受領および保管を行います。第 2 連邦準備地域以外にある**保有機関**については、それぞれの地域の連邦準備銀行または支店を通じて **Fed ブックエントリー債券**を保有できるようになっています。

**保有機関**ごとの **Fed ブックエントリー債券**総額は、それぞれの連邦準備銀行または支店のブックエントリー債券口座に示されます。保有機関は連邦準備銀行にブックエントリー債券口座を持つ資格ありと認められた事業体であり、債券の記録は保有機関だけが見ること



ができます。保有機関は債券の受益権者ではありません。受益権者は通常、銀行や証券会社、証券決済機関など1つまたは複数の金融媒体を通じて**債券**を所持しています。**保有機関**およびその他の中間的所持人は最終的な受益権者となっており、その役割は**Fedブックエントリー債券**の受益権を有する顧客のために口座を開設し管理することにあります。

連邦準備銀行は**保有機関**のブックエントリー債券口座の管理のみを役割としており、そのために債券の移動を帳簿に記録したり、ニューヨーク連邦準備銀行経由で送金される公社からの支払いが各**保有機関**に正しく入金されているか確認したりします。Fedブックエントリー債券に関し、連邦準備銀行は、**保有機関**の指示にのみ従い、保有機関のため**Fedブックエントリー債券**を保持します。連邦準備銀行では**Fedブックエントリー債券**の質権は記録されません。

### (iii) 特定清算・決済 — DTC

DTCを通じて清算および決済される**記名債券**は1通のDTC**包括債券**で表章されます。DTC加入者はDTCを通じて**記名債券**を所持する投資家の代理として、DTCの同日資金決済システムに従って債券の受渡し業務を行います。**記名債券**は、公社への払込みが確認された後、**発行日**にDTC加入者の証券口座に預け入れられます。

### (iv) 特定清算・決済 — ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグ

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて清算および決済される**記名債券**は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの預託名義人の名前で登録された1通または複数通の**包括債券**で表章されます。ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて**記名債券**を所持する投資家は通常のユーロ債と同じ決済手続きに従います。**記名債券**は同日資金決済により（発行日の価額で）払い込まれた後、発行日またはその翌日の決済日にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグ加入者の証券清算口座に預け入れられます。

## 無記名債券

公社からユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに対し、それぞれのブックエントリーシステムで**無記名債券**を扱ってもらうよう申請します。その際、**最終条件書**に別段の定めがない限り、当該**指定通貨**建て額面金額の無記名債券で慣行的に行われている清算・決済手続きに従うこととなります。

## 清算・決済手続き（流通市場での譲渡）

### 記名債券の譲渡

様々な決済機関の内部で行われる**包括債券**の権利譲渡の清算および決済は、当該決済機関が指定通貨および譲渡の性格に応じて適用している通常の規則と手続きに従って行われます。こうした規則や手続きの詳細が**最終条件書**に記載されることもあります。

時間帯の相違が原因でDTCでもその他の決済機関でも清算が行われる場合については、一方の決済機関で投資家の口座に債券が預け入れられた決済処理日が他方の決済機関では決済日の翌日にあたり、現金口座には債券の対価が決済日に払い込まれてはいても翌日にならないと資金として利用できない、という事態も起こります。

米国では、特定の相手には確定証券の形で物理的に交付することを法で定めている州もあります。その結果、そうした相手の場合はDTC**包括債券**の権利譲渡には限界があるかもしれません。DTCは加入者の代理を務めることしかできず、その加入者はまたさらに間接的な加入者の代理を務めているため、DTC**包括債券**に権利を有する人がそれをDTC加入者ではない個人や法人に対して入質するなどの行為を行う場合は確定証券がなければ難しいかもしれません。

### Fedブックエントリー債券の譲渡

保有機関同士の間での**Fedブックエントリー債券**の譲渡は連邦準備コミュニケーションシステムを通じて可能です。

## 無記名債券の譲渡

決済機関が所持している**仮包括債券**または**恒久包括債券**および**確定無記名債券**の権利譲渡は当該決済機関の通常のユーロ市場負債証券の運用手続きにより可能です。

## 全般

DTC、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグではグローバル形式の債券に係る受益権を加入者や口座保有者同士の間で譲渡するための手続きが確立していますが、これらの機関にはそうした手続きを実行する義務や継続する義務はないため、いつ廃止されるとも限りません。公社および包括代理人その他の代理人は DTC、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグがそれぞれの運営規則や手続きに基づいて行う業務や義務についてはいっさい責任を負いません。

## 発行日前取引の決済

発行日に払込みと引換えに**債券**の交付が行われる場合、当該発行日が価格決定日から 3 営業日以上経過していることも考えられます。**証券取引法**に基づく証券取引委員会規則 15c6-1 により、米国内の流通市場では、取引当事者の間に特に別段の取決めがない限り、一般的に 3 営業日以内 (T+3) に決済することが要件となっています。従って、米国で価格決定日から発行日までの営業日に債券の購入を希望する場合は、決済日が T+3 より後になる場合を勘案し、別の決済周期を指定して決済不履行を避ける必要があります。決済手続きは国によって異なります。債券購入の際はこうした現地の決済慣行も影響するため、価格決定日から発行日までの間に債券を購入したい場合はアドバイザーと相談する必要があります。

## 課税関連事項

米国内国歳入庁サーキュラー230に係る通知:米国内国歳入庁サーキュラー230の遵守徹底のため、債券購入予定の投資家に対し次の通り通知する。(a) この目論見書、その他これに関する文書に掲載され、または言及されている米国連邦税に係る文章は、債券購入予定の投資家が米国内国歳入法に基づく罰則を免れるために使用することを目的として書かれたものではなく、またそのために使用してはならない。(b) 当該文章はこの目論見書に記された取引等の推進またはマーケティングとの関連において使用するため書かれたものである。(c) 債券購入予定の投資家は各自の状況に応じ、中立的な税務アドバイザーの助言を求めるべきである。

以下は国際金融公社協定の租税関連規定および当債券の保有の結果として予想される米国の連邦所得税、源泉徴収税および遺産税について要約したものです。本章は債券の保有および受取利息に関して予想される税金をすべて網羅するものではなく、また税務アドバイスでもありません。本章は専ら債券を当初募集価格で購入し、固定資産として保有する人に向けて書かれたもので、次のような特殊な保有者を対象にするものではありません。特殊な保有者とは、証券または為替ディーラー、自己の証券保有に時価評価会計を使用する証券トレーダー、銀行、免税法人、生命保険会社、金利や為替リスクに対するヘッジ手段またはヘッジ対象として、またはストラドルまたはコンバージョン取引の一環として債券を保有する人、米ドル以外を機能通貨としている保有者などです。募集価格以外の値段で債券を購入する場合は、償却可能債券発行差金またはマーケットディスカウント・ルールが適用される可能性について税務アドバイザーに相談する必要があります。本章は現行の米国連邦所得税、源泉徴収税および遺産税について現行の解釈に基づいて要約したものであり、適用されそうな州税法、地方税法または外国の税法については触れていません。

債券を購入予定の投資家は、自己の状況に基づき、米国の連邦所得税、連邦源泉徴収税、連邦遺産税のほか、他の課税管轄権による税法が適用される可能性についても税務アドバイザーに相談しておく必要があります。

特定の債券について予想される米国の連邦所得税、源泉徴収税、遺産税の特別課税については最終条件書に記載されます。ディスカウント発行の債券、プレミアム発行の債券、満期が1年以下の債券、満期や利息支払日が不定の債券、分割債券、デュアルカレンシー債券、一部払込債券、または元本や利息の支払規定が米国連邦所得税でいう不定または偶発的なものに該当する債券などを購入予定の場合は、債券の最終条件書で米国の連邦所得税、源泉徴収税、遺産税の特別課税について考察する必要があります。

### 債券に係る租税一般

債券とそれに係る利息は一般的には、米国の連邦所得税等の課税対象となります。しかし、国際金融公社協定に基づき、債券および利息は、加盟国が設ける (i) 公社が発行した債券であることを唯一の理由とする不利な差別的租税、または、(ii) 当債券が発行されそれに係る金銭の授受が行われるべき場所もしくは通貨、または公社が維持する事務所もしくは業務地の所在地を唯一の基準とする租税の課税対象とはなりません。本章でいう米国の連邦所得税の課税はこれに矛盾するものではありません。

### 米国連邦所得税

#### 無記名債券

当プログラムで無記名債券として発行される債券は、状況により、米国内国歳入庁からは記名債券として扱われ、米国連邦所得税の意図する無記名債券としては扱われない場合があります。以下、本章で「無記名債券」という場合は、米国連邦所得税でいう無記名債券として扱われるであろうことを前提としています。

#### 適格固定利息の処理

1986年内国歳入法典（改正を含む。以下「法典」といいます）では次の債券保有者（以下「米国人保有者」といいます）は、米国連邦所得税における当該米国人保有者の会計方法に従ってその所有する債券に発生し、または受け取った適格固定利息に対して課税されることとなっています。(i) 米国市民または米国に居住する外国人、(ii) 米国内法人、(iii) 債券に係る純所得ベースで米国連邦所得税の対象となる財産、または (iv) 米国裁判所が運営の監督権を持ち、さらに1名以上の米国人が重要な決定に関する統制権を付与されている米国内の企業連合。適格固定利息とは単

一レートにより最低年 1 回支払うべき利息のことです。適格固定利息以外の利付債券および割引債は法典の発行時割引額規定の対象になる場合があります。

米ドル以外の通貨（以下「外貨」といいます）が支払利息の額面、または支払利息額決定の参照通貨として使用されている場合、米国人保有者が現金主義会計で認識する収入額は、利息を受け取った当日の実効為替レートで米国ドルに換算した金額になります（実際に米国ドルに両替したか否かは問わず）。発生主義会計による場合は、米国人保有者は 2 つの方法で利息の認識額を決定できます。いずれの場合も実際に米国ドルに両替したか否かは関係ありません。第 1 の方法では、利息発生期間の平均実効為替レート（利息発生期間が 2 つの課税年度にまたがる場合は当該課税年度内の期間の平均）に基づいて収入額を認識します。

第 2 の方法では、利息収入を利息発生期間の最終日（利息発生期間が 2 つの課税年度にまたがる場合は当該課税年度内の期間の最終日）の実効為替レートで米国ドルに換算します。また、実際に利息の支払いを受け取った日が利息発生期間の最終日または課税年度末から 5 営業日以内であれば、発生主義会計を選択している米国人保有者でも実際の受領日の実効為替レートで米国ドルに換算する方法を選択することができます。上記の第 2 の方法はいずれを選んだ場合も、それを適用する最初の課税年度の初めに米国人保有者が持っているすべての債務証券に適用され、その後取得した債券についても同様です。会計方法は内国歳入庁の了解なしに取り消すことはできません。

外貨を額面金額または参照通貨に使用している利息（未払いの利息が債券の売却または償還によって支払われる場合も含む）を受領した場合、発生主義会計の米国人保有者は経常損益を (x) 利息収入算定に使用した平均為替レート、または上記の第 2 の方法を選んでいる場合はその方法で決定した為替レートと (y) 受領日の実効為替レート（実際に米国ドルに両替したか否かは問わない）との差で測定し、認識します

公社は米国財務省から 1992 年 2 月 14 日付で、公社の発行による債券に係る受取利息に対する米国連邦課税の一部に関する裁定（以下「裁定」といいます）を受けています。裁定は、公社が発行した債券について支払われた利息は、発行時割引によるものを含み、米国外を源泉とする所得を構成する、と規定しています。

この裁定によれば、当債券の利息および発行時割引は米国外を源泉とする所得として扱われるため、普通ならば公社が支払う利息は、支払先が非居住の外国人（または純所得ベースでの連邦所得課税対象とならない国外財産や企業連合）または外国法人（以下「非米国人保有者」といいます）であれば米国内で取引や事業を行っているか否かにかかわらず、源泉徴収税も含めて連邦所得税の課税対象とはならないはずですが、にもかかわらず、特例法や協約がないため、以下の場合には債券の利息が連邦所得税の課税対象になってしまいます。(a) 利息が、米国内の銀行、金融その他類似の事業者による米国内の事務所または固定的な業務地における積極的な事業活動に由来する場合、または (b) 当該事業者が外国法人であり、当該利息が由来する保険事業を米国内で営む保険会社として課税対象となっている場合。

#### 債券の購入、売却、償還

米国人保有者の債券に係る最初の課税標準額は一般的に米ドルのコストです。外貨で購入した債券の米ドルコストは一般的に購入日の購入価格の米ドル換算額、または確立した証券市場（財務省規則 1.988-2(a)(2)(iv)が意味する範囲内の）で購入した場合には、現金主義の米国人保有者（または選択的発生主義の米国人保有者）であればその決済日の米ドル換算額となります。米国人保有者の債券に係る最初の課税標準額は、例えば、発生主義の米国人保有者の場合の利息収入の発生など、状況によっては調整ができます。

米国人保有者は一般に債券の売却または償還に係る損益を、売却または償還の実現額と債権の調整済み課税標準額との差として認識することになります。外貨による売却または償還の実現額は売却日または償還日の米国ドル換算額、または確立した証券市場（財務省規則 1.988-2(a)(2)(iv)が意味する範囲内の）で売却した場合には、現金主義の米国人保有者（または選択的発生主義の米国人保有者）であればその決済日の米国ドル換算額となります。事項以下に説明する程度の場合を除き、または発生済みで未支払いの利息により、債券の売却または償還に関して認識された損益は資本損益となります。法人でない米国人保有者で 2011 年 1 月 1 日以前に始まる課税年度に認識される人の資本利得には、1 年超保有している場合、一般的に最大 15%が課税されます。

米国人保有者が債券の売却または償還に関して認識した損益が為替レートの変動に起因するものである場合は、通常、それは経常損益として扱われます。しかし、為替差損益が斟酌されるのは当該取引で実現した総損益の範囲内までです。

米国人は一般に、無記名債券（満期が発行日から 1 年以内のものを除く）の売却損その他の処分損（元本の受取りも含めて）は控除できないことになっており、売却その他で実現した収益を経常収入として扱わなければなりません。

非米国人保有者は一般に、債券の売却や交換に係る損益には課税されません。ただし、債券の所有者が米国内の商取引や事業の遂行に事実上関わっている場合、または非居住の外国人の場合、当該外国人が当該売却または交換に係る課税年度に米国に 183 日間以上滞在していた場合はこの限りではありません。

#### 外貨による交換

債券の利息または債券の売却や償還に伴う利息を外貨で受け取った場合、課税標準額は当該利息の受領時または当該売却時や償還時の為替レートによる米ドル換算額になります。外貨を購入した場合の課税標準額は購入金額を当該購入時の為替レートで米ドルに換算した額になります。外貨の売却その他の処分損益（債券購入に使用した場合や米ドルに交換した場合も含む）は経常損益として扱われます。

#### 米国連邦源泉徴収税

国際金融公社協定に基づき、公社には、加盟国が債券の利息に課すいかなる租税についても源泉徴収または納付の義務はいっさいありません。裁定は、公社にも、また債券の利息支払いを主導する代理人にも利息支払いにおける源泉徴収の義務がないことを確認しています。従って、当債券に係る利息および発行時割引は支払代理人により、源泉控除なしに支払われます。

#### 米国連邦遺産税

米国連邦遺産税については、裁定では、外国の相続税規定に別段の定めがない限り、公社の証券は、米国連邦遺産税法上は米国外に存在するものとみなし、米国の非居住者で米国市民でない者の遺産の場合は邦遺産税法上の遺産総額に含めない、としています。

#### 米国における税務報告および源泉徴収

公社は、米国内法が債務証券の利息や元本の特定の支払いについて一般に課している税務報告義務の対象ではなく、また、状況によりそれらの支払いにおいて要求されることのある源泉徴収義務の対象でもありません。内国歳入庁による暫定規則により、債券に係る公社の支払代理人には源泉徴収義務を適用しないことは確認されていますが、法人でない特定の米国人に対して米国内で行われた債券に係る支払いに関する資料については、内国歳入庁から要求された場合と同様に財務代理人が収集して同庁に提出することがあります。

米国内のブローカー、受託人、カストディアンその他の仲介者は、非法人の特定の米国人から受け取った債券に係る特定の支払いについては税務報告および源泉徴収義務の対象となり、また、米国内で債券に係る支払いを受ける外国人は、税務報告や源泉徴収を回避するために仲介業者から身分の確認を要求される場合があります。

## 通貨変換

### 債券払込み

債券払込みは指定通貨で行う必要があります。ディーラーが規定に従って投資家通貨から指定通貨への変換を手配する場合もあります。通貨変換によって、通常の資金活動を主に投資家通貨で行っている場合でも、指定通貨による債券への払込みが可能になります。通貨変換はディーラーが行いますが、公社の代理人としてではなく、自らが主体となり、通常の外国為替業務の慣例と適用法規に従って条件、限度、手数料などを適宜確定していきます。通貨変換の費用はすべて投資家の負担となります。

### 債券に係る支払い

債券に関連して発生する支払いは、元本、プレミアム、利息をすべて指定通貨で行う場合とそうでない場合があります。いずれも該当する債券の最終条件書に指定してあります。現在、米国では米ドルと外貨を交換できる施設の数に限られており、また大部分の銀行が米国内での米ドル以外の小切手や預金口座のサービスを行っていません。従って、最終条件書に特に指定がなければ、米ドル以外の指定通貨による債券関連の支払いは米国外の口座に払い込まれることとなります。

米ドル以外の指定通貨による DTC 包括債券に権利を有する債券所持人（以下「DTC 債券所持人」といいます）への支払いは、特に指定通貨での支払いを選択しない限り米ドルで行われます。間違えて指定通貨での支払いを選択してしまったという場合は交換代理人が米ドルに変換します。また、指定通貨での支払いを選択するタイミングを逃してしまったという場合は、最終条件書に特に指定がなければ、米ドルで支払いを受ける DTC 債券所持人全員への当該指定通貨での支払総額によって米ドルを買った場合の、交換代理人のスポットレート（決済日時を当該支払日の翌日とした）を基に当該 DTC 債券所持人への米ドル支払額が決まります。該当するスポットレートがない場合は、交換代理人はロンドンまたはニューヨーク市から有力な外国為替銀行を選び、買いレートを手入します。以上の米ドルへの変換費用はすべて当該 DTC 債券所持人の負担として支払金額から控除されます。スポットレートも買レートも決まらない場合は、米ドルでの支払いを望んでいた当該債券所持人に対して交換代理人から指定通貨での支払いを行うこととなりますが、これは当該債券所持人の指定通貨口座が交換代理人に通知済みの場合に限りです。

DTC 債券所持人は当該債券に係る元本、プレミアムまたは利息について米国ドル以外の指定通貨での支払いを選択することができます。その際 DTC に対して、(i) 利息支払い、最終償還など該当する支払いについて、全部または一部を当該支払日に指定通貨で受け取ることを選択したこと、および (ii) 指定通貨での支払いに係る指定通貨の口座に対する電信送金指示書、を利息については当該基準日から 3DTC 営業日目の東部標準時（以下「EST」といいます）の午後 5 時前までに、また元本については当該支払日の 12 暦日前に通知しなければなりません。この選択は DTC 包括債券に権利を有する債券所持人に許されるもので、選択した後は取り消すことはできません。DTC 債券所持人を通じて DTC 包括債券に権利を有している DTC の間接加入者が上記の選択をした場合は、そのことおよび電信送金指示書を DTC 債券所持人に対して、利息については当該基準日から 5DTC 営業日目の EST 午後 5 時前までに、また元本については当該支払日の 10 暦日前に通知しなければなりません。DTC は、利息の場合、関連する基準日後の第 5 DTC 営業日の午後 5 時（東部標準時）前および元本の支払いの場合、支払日後の第 10 暦日の午後 5 時（東部標準時）前に交換代理人に対し、かかる選択と電信送金指示書ならびに米ドルに転換される指定通貨の金額を通知する。完全な指示書が DTC 加入者に届き、DTC に転送され、さらに上記の日時までに交換代理人に転送された場合は、DTC 債券所持人は DTC 以外の場所で指定通貨による支払いを受けることができますが、それ以外の場合は、交換代理人は米国ドルによる支払いしか行いません。DTC 以外の場所での指定通貨（米ドル以外の）の支払いは電信送金指示書に従い、即日資金決済の電信送金により当該支払日に受け取るようになります。

## 募集方法

### ディーラー

当プログラムでは債券の発行ごとにそれぞれディーラーを指名しています（以下「ディーラー」と総称します）。Morgan Stanley & Co. International plc（以下「モルガン・スタンレー」といいます）が、公社との間に2008年6月3日付で締結したプログラム契約に基づいて幹事社を務めています。後援ディーラーはなく、ディーラーは個別にも、シンジケート団のメンバーとしても、代理ベースでも自由に引受ベースで債券を購入できます。

### 標準約款

債券は随時、公社からディーラーに販売されますが、その中間にさらにディーラーが入る場合も、また公社が直接販売する場合があります。公社やディーラーからの債券販売はすべて2008年6月3日付の標準約款（修正、補遺を含め、以下「標準約款」といいます）に基づいており、そのつど合意のうえ行われています。標準約款は参照による組み込みにより、債券発行ごとにディーラーを指名するためのタームズ・アグリーメントの一部を形成します。

債券販売に関する合意書では、特に、各債券の形式および規定条項、募集の方法、関連ディーラー向けの価格、債券購入に関して公社が支払うコミッションや公社が肩代わりするなどのその他の控除金額についての取決めが行われます。さらに、債券の各設定事項にはいずれも何らかの条件が影響します。例えば国家的または国際的な大惨事、政治的、経済的な危機、通貨市場や現在債券を募集している金融市場の変化などです。金融市場の変化は、関連ディーラーや公社としては債券を販売するうえで、一次市場、流通市場を問わず重大な障害になりかねません。

### 販売規制

ディーラーも公社も、いずれかの法域において債券の一般公募、この目論見書やその一部（最終条件も含む）の所持や配布、債券のPR資料の提供などの許可を取るために行動を起こしたことはありませんし、今後もその予定はありません。関連ディーラー（および、自ら債券を販売する場合については公社も）は、各法域において債券の購入、募集、販売、交付を行い、またはこの目論見書やその一部（最終条件も含む）およびその他の資料の所持や配布を自費で行っていますが、わかっている限りではそれらの法域の関連諸法、諸規則、指令をすべて遵守しています。

ディーラーには債券の発行、募集、販売に関して、この目論見書や該当する債券の最終条件書、または公社や当債券に関する情報で公社が使用を認めたものに記載されている以外の事柄や情報を表示したり使用したりする権限はまったくありません。

販売規制は、関連法、規則、指令などに変化があれば、公社と関連ディーラーの合意によって修正されるかもしれません。また、特定の指定通貨に関する要件を反映して販売規制がさらに加わることもありえます。そうした修正や追加は関連する各債券の最終条件書またはこの目論見書の追補に記載されます。

### 米国

当債券は1933年米国証券法（改正を含む）に基づく登録は不要です。

無記名債券は米国税法の下に管理されており、同法が認める特定の取引を除き、米国内およびその領土内では譲渡、販売、交付はできません。従って、米国連邦税法および規則に基づき、満期が1年以上の無記名債券（仮包括債券および恒久包括債券を含む）は、規制期間中（米国財務省規則1.163-5(c)(2)(i)(D)(7)に定義）は米国内で、または米国人（それぞれ以下に定義）に対して募集、販売ができません。ただし、米国外または米国金融機関の海外にある事業所が自己所有または再販のため、あるいは特定顧客の代理として購入する場合で、当該事業所が法典の165(j)(3)(A), (B) または (C) および米国財務省規則の遵守に同意するという証書を備えている場合、または米国財務省規則1.163-5(c)(2)(i)(D)(1)(iii)(B)に記載されている特定の者に対して譲渡、販売、交付する場合は認められています。さらに、こうした無記名債券は、規制期間中は、販売に伴う交付も米国内ではできま

せん。満期が1年以上の無記名債券の募集、販売に関わっている販売業者（米国財務省規則 1.163-5(c)(2)(i)(D)(4)に定義）は、規制期間中は当該無記名債券を米国内で、または米国人（上に定義したものを除く）に対して募集、販売しないこと、販売に伴う交付をしないこと、および当該無記名債券の販売に直接携わっている従業員や代理人の、上記の規制に対する認識を確実なものにするための合理的な方策実施することに同意しなければなりません。満期が1年以上の無記名債券（次項に説明する仮包括債券および特定の無記名債券を除く）は、券面を受け取る権利や利息支払いを受ける権利を有する者が次の3つの趣旨の証書を備えるまでは、交付も利息支払いもいっさい行えません。その証書の内容は、(i) 当該無記名債券の所有者は米国人ではない、または (ii) 当該無記名債券の所有者は米国人だが、当該無記名債券を自己所有または再販のために購入する米国金融機関の海外支店である、または当該無記名債券を証書の日付の同日に米国金融機関の海外支店から購入した米国人である、というものです。ただし、いずれの場合も、上記の金融機関が公社または無記名債券を当該金融機関に販売する販売業者に対して、当該販売から合理的な時間内に証書を提出すること、およびその証書には法典の 165(j)(3)(A), (B) または (C) および米国財務省規則の遵守に同意する旨が記されていないと認められなければなりません。そして3つ目は、(iii) 当該無記名債券の所有者は金融機関であり、規制期間中に再販する目的で所有している、というものです。上記の(iii)の金融機関は(i)または(ii)に書いてあるか否かにかかわらず、無記名債券を米国人にまたは米国内で直接または間接に再販することを目的に取得したのではないことを証明するものでなければなりません。恒久包括債券に表章される債券の場合は、この証書には受益権者の権利も表記されていないと認められなければなりません。

無記名債券は、規制期間中に販売され、かつ次の要件をすべて満たしていれば、前節で述べたような証書は不要です。その要件とは (i) 当該無記名債券に係る利息および元本が単一の外貨建てである、(ii) 当該無記名債券に係る利息および元本が当該外貨の国でのみ支払われる、(iii) 当該無記名債券の募集および販売が当該国の慣行に従って実施および文書化される、(iv) 販売業者が当該無記名債券を当該国の国内で販売するよう合理的な努力をすることに同意している、(v) 当該無記名債券が当該国以外の証券取引所に上場されておらず、また上場の申請もされていない、(vi) 米国内国歳入庁が当該国を財務省規則 1.163-5(c)(2)(i)(D)(3)(i)に基づく証明の非容認国に指定している、(vii) 当該無記名債券の発行が当該国の政府または金融、証券関連当局による指導または規制下にある、および(viii) 当該無記名債券を含む債券募集において、当該無記名債券のうち金額にして80%超が当該国に事務所を維持する販売業者から非販売業者に対して販売される、というものです。米国ドル建ての債務証券に転換可能な無記名債券や米国ドルとのリンクが可能な無記名債券は本節で述べた証書免除対象にはなれません。なお、米国内国歳入庁が財務省規則 1.163-5(c)(2)(i)(D)(3)(i)に基づく証明の非容認国に指定している国はスイスとドイツだけです。

満期が1年超の仮包括債券、恒久包括債券、無記名債券、およびその無記名債券に付属するタロンや利札の券面には次のような文言が添えられます。

「この債券を所持する米国人はすべて内国歳入法典 165(j) and 1287(a) の制約を含む米国所得税法の制約に服するものである。」

ここでいう「米国人」とは米国の市民、居住者、米国の法律の下に設立または組織される法人、共同事業その他の事業体、および収益がその源泉を問わずすべて米国連邦所得税法の課税対象となる所有財産および信託財産を意味し、「米国」とはアメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区）とその領有地を意味します。その他の用語には法典とそれに基づく財務省規則による定義を使用しています。

## 英国

各ディーラーは、英国で、英国から、その他、英国を関与させて行う当債券に係る行為において、2000年金融サービス市場法の適用条項すべてを過去もこれからも遵守するものである旨を表示し、保証し、同意することを求められます。

## 日本

債券は日本の金融商品取引法（以下「金融商品取引法」といいます）において登録されておらず、今後も登録されることはありません。各ディーラーは、金融商品取引法による登録免除によらない限り、また、同法およびその他の適用法、規則、行政指針を遵守しない限り、日本において、または日本の居住者（ここでは日本の法律の下に設立または組織される法人その他の事業体も含め、日本に居住する者すべてを意味します）に対してもしくはその利益のために、またはその他の者に対し日



本における、または日本の居住者に対する直接または間接の再募集もしくは再販売のために、いかなる債券も直接または間接に募集または販売しない、ということを表示し、保証し、同意することを求められます。

#### シンガポール

この目論見書はシンガポール通貨局に登録されていません。従って、各ディーラーは、(i) シンガポール証券先物法第 289 章（以下「SFA」といいます）第 274 節に基づく機関投資家に対する場合、(ii) SFA 第 275 節に規定された条件に従い、第 275(1)節に基づく関連者または 275(1A)に基づく者に対する場合、または (iii) その他 SFA の適用条項の条件に依拠し、これを遵守する場合を除き、いかなる債券についても募集もしくは販売、または申込みもしくは購入の勧誘、およびこの目論見書その他、債券の募集もしくは販売、または債券申込みもしくは購入の勧誘に係るいっさいの文書または資料の配布を、シンガポールの人に対し直接、間接を問わず行ったことはなく、また当債券についても行わない、ということを表示し、保証し、同意することを求められます。

#### フランス

この目論見書に基づく募集は通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）の L.411-2 に該当します。この目論見書は金融市場庁（*Autorité des marchés financiers*）の審査を受けていません。

## 債券の有効性

債券の有効性は公社の法務顧問または副法務顧問、およびディーラーの法律顧問である Sullivan & Cromwell LLP と Linklaters LLP（前者はニューヨーク州法準拠の債券、後者は英国法準拠の債券をそれぞれ担当）が、各自適宜、公社の法律顧問と問題点を協議しながら判定することになっています。その他の法域における法律に準拠する債券の適法性については、発行時に関連ディーラーの法律顧問が判定することになっています。

公社の法律顧問、Sullivan & Cromwell LLP および Linklaters LLP の意見は、債券の発行および販売、債券の特定の条件およびその他の事象で債券の有効性に影響する可能性があるが意見表明時点において確認できない事項に関する公社および包括代理人または財務代理人による将来の行為を条件としているほか、かかる事項についての一定の前提に基づいています。

## 一般情報

1. 当プログラムに伴うすべての文書の作成および、公社の取締役会が適宜承認する借入限度額に基づく当債券の創設、発行、販売実施および交付が後者の取締役会決議により承認されました。

2. 当プログラムにより発行する債券のルクセンブルグ証券取引所の上場リストへの登録を申請し、同証券取引所の規制市場における取引が許可されました。

3. 公社の財務状況は 2007 年 6 月 30 日以降、重大な変化はありません。

4. 会社はこの目論見書の日付以前の 12 ヶ月間において、公社の財務状況に重大な影響を及ぼすかもしれない、または及ぼしたかもしれないような行政訴訟、その他の訴訟、調停事件には（公社が関知している限り、係争中のものや訴訟の予告を受けたものも含め）いっさい関与していません。

5. 満期が 1 年以上の無記名債券、領収書、利札およびタロンにはすべて、「この債券を所持する米国人はすべて内国歳入法典 165(j) and 1287(a) の制約を含む米国所得税法の制約に服するものである」という文言を添えることになりました。

6. この目論見書に基づいて債券が発行されている間、下記の資料が包括代理人の事務所で閲覧可能になります（土曜、日曜、休日を除く）。

- (i) 包括代理人契約（包括債券、確定無記名債券、証書、利札、領収書、タロンの書式を含む）
- (ii) 財務代理人契約（確定記名式ブックエントリー債券の書式を含む）
- (iii) プログラム契約
- (iv) 約款捺印証書
- (v) 国際金融公社協定
- (vi) 参照によりこの目論見書に組み込まれる資料
- (vii) 各最終条件書（未登録の債券シリーズ以外）
- (viii) この目論見書に追補または追加目論見書を付けたもののコピー
- (ix) 報告書、書状等の文書、この目論見書に抄録または参照されている貸借対照表、査定書、計算書（専門家による作成）

この目論見書およびルクセンブルグ証券取引所の規制市場に上場が認められた債券の最終条件書がルクセンブルグ証券取引所のウェブサイト ([www.bourse.lu](http://www.bourse.lu)) で公開されます。

7. 公社の最新の事業報告書および未監査の最新四半期財務諸表のコピーの配布および包括代理人契約書、財務代理人契約書、捺印証書の公開を、当債券がすべて償還完了するまでの間、包括代理人の指定事務所で、通常の営業時間帯に行っています。

8. Deloitte & Touche LLP（住所： 555 12th Street NW, Washington, DC 20004-1207, U.S.A.）が Note X について監査を実施し、2007 年 8 月 3 日付および 2008 年 2 月 13 日付の報告書（無限定意見が表明されているが、Note A に記されている SFAS 第 158 号「確定給付型年金およびその他の退職後給付制度について」の雇用者の会計」の適用および Note X に記載された財務諸表の修正についての説明パラグラフが含まれている）を提出しました。

## 最終条件書フォーム

### 【●】日付最終条件書

#### 国際金融公社

発行債券 [トランシェの額面総額] [債券の名称]

プログラム名

グローバル中期債券プログラム

### パート A – 契約条件

ここに使用されている用語は 6 月 3 日付の目論見書[および【●】日付追加目論見書]の要項に定義されているものとします。この書類はここに記載する当債券の最終条件を構成するものであり、目論見書[追加も含む]と併せて読むこと。国際金融公社（以下「公社」という）及び債権の募集に関する完全な情報は、この最終条件書と目論見書[追加も含む]の組み合わせを基礎として初めて入手可能となります。目論見書[および追加目論見書]は[住所] [および] [ウェブサイトの URL] で閲覧でき、コピーは [住所] で取得できます。

#### 債券は国際復興開発銀行またはいかなる政府の債務でもありません。

以下の適用される項目に記入するか、「該当しない」(N/A) と表示する。「該当しない」と示された場合でも、欄や項の番号は残しておくこと。イタリック体の部分は最終条件書に記入のための指針です。]

1. 発行者： 国際金融公社
2. (i) シリーズ番号 [ ]  
(ii) トランシェ番号 [ ]  
(既存のシリーズと代替可能な場合は、そのシリーズの明細および代替可能になる期日)：
3. 指定通貨： [ ]
4. 額面総額： [ ]  
(i) シリーズ： [ ]  
(ii) トランシェ： [ ]
5. 発行価格： 額面総額の [ ] パーセント [プラス [日付を記入] からの発生利息(該当する場合のみ)]
6. (i) 指定通貨： [ ] (「交換日に個別の確定無記名債券と交換できる仮包括債券」と最終条件書に規定されている場合は指定通貨での発行のみとなります)  
(ii) 算定金額： [ ]
7. [(i)] 発行日 [ ]  
[(ii)] 付利開始日： [ ]
8. 満期日： [日付または (変動利付債の場合) は関連年・月に当たるかまたは最も近い利息支払い日を記入します]

9. 利息の基準： [固定金利[●]％]  
[変動金利[基準金利を記入] +/- [●]％]  
[ゼロクーポン]  
[指数連動金利]  
[その他(記入)]  
(その他を具体的に記入)
10. 償還／支払いの基準 [額面金額で償還]  
[指数連動型償還]  
[デュアルカレンシー]  
[一部払込]  
[分割償還]  
[その他(記入)]
11. 利息または償還／支払いの基準変更： [他の利息または償還／支払いの基準への変換可能性の条件を記入します。]
12. プット／コールオプション [公社のコール]  
[自動コール]  
[投資家のプット]  
[(その他の規定を具体的に記入)]
13. 債券の地位 非劣後
14. 配布方法： [シンジケート／非シンジケート]

#### 利息支払（有る場合）に関する規定

15. 固定利付債券の規定： [該当する／該当しない]  
(該当しない場合は本欄の残りの項を削除)
- (i) 金利： [ ] パーセント／年 [[年1回／半年に1回／3ヵ月に1回／月1回] 後払い]
- (ii) 利息支払日： 毎年[ ] [[営業日規定および「営業日」の定義のためのビジネスセンターを記入]に従って調整／調整しない]
- (iii) 固定利息額： 計算基礎額に対し[ ]
- (iv) 端数金額： [固定利息額と一致しない端数の初回額または最終回額を記入]
- (v) 日数計算分数： [30/360 / Actual/Actual ([ICMA]/ISDA)/その他]
- (vi) 決定日： 毎年[ ] (定期利払日を記入します。その際、初回または最終回利札が固定利息額と一致しない場合は発行日や満期日を無視します。注意：該当するのは日数計算分数が Actual/Actual([ICMA])の場合だけです。)
- (vii) 固定利付債券の利息計算方法に関するその他の規定： [該当なし／具体的に記入します]
16. 変動利付債券の規定： [該当する／該当しない]  
(該当しない場合は本欄の残りの項を削除)
- (i) 金利計算期間： [ ]
- (ii) 指定利息支払日： [ ]
- (iii) 初回利息支払日： [ ]

- (iv) 利息期間日： [ ]  
(利息支払日と同じ場合は該当しません)
- (v) 営業日規定： [変動金利営業日規定/翌営業日規定/修正翌営業日規定  
/前営業日規定/その他(具体的に記入)]
- (vi) ビジネスセンター： [ ]
- (vii) 金利決定方式： [スクリーンレート方式/ISDA方式/その他(具体的に記入)]
- (viii) 金利および利息額の算定責任者(いない場合は[代理人])： [ ]
- (ix) スクリーンレートの決定：  
- 基準金利： [ ]  
- 金利決定日： [ ]  
- 関連スクリーンページ： [ ]
- (x) ISDA方式：  
- 変動金利オプション： [ ]  
- 指定満期日： [ ]  
- 金利リセット日： [ ]
- (xi) マージン： [+/-][ ]パーセント/年
- (xii) 最低金利： [ ]パーセント/年
- (xiii) 最高金利： [ ]パーセント/年
- (xiv) 日数計算分数： [ ]
- (xv) フォールバック規定、規定、分母その他変動利付債券の利息計算方法で要項に記載の方法と異なるもの： [ ]
17. ゼロクーポン債規定： [該当する/該当しない]  
(該当しない場合は本欄の残りの項を削除)
- (i) 償却率： [ ]パーセント/年
- (ii) 支払金額決定のためのその他の算式/基準： [ ]
18. 指数連動利付債券/その他の変数連動利付債券規定： [該当する/該当しない]  
(該当しない場合は本欄の残りの項を削除)
- (i) 指数/算式/その他の変数 [詳細を記入または添付]
- (ii) 利息の計算代理人： [ ]
- (iii) [交換レート算定のための決定代理人：] [[ ]/該当なし]
- (iv) 指数や算式その他の変数を基準に利札を決定する場合 [ ]

- の規定：
- (v) 金利決定日： [ ]
- (vi) 指数や算式その他の変数を基準に利札を決定することが不可能、非実際のまたは一時的にできないなどの場合の規定：
- (vii) 利息期間： [ ]
- (viii) 指定利息支払日： [ ]
- (ix) 営業日規定： [変動金利営業日規定／翌営業日規定／修正翌営業日規定／前営業日規定／その他 (具体的に記入)]
- (x) ビジネスセンター： [ ]
- (xi) 最低金利： [ ]パーセント／年
- (xii) 最高金利： [ ]パーセント／年
- (xiii) 日数計算分数： [ ]
19. デュアルカレンシー債券の規定： [該当する／該当しない]  
(該当しない場合は本欄の残りの項を削除)
- (i) 交換レート／交換レートの算定方法： [詳細を記入]
- (ii) 元本／利息支払額を計算する計算代理人（もしあれば）： [ ]
- (iii) 交換レートを基準に計算することが不可能、または非实际的であるの場合の規定： [ ]
- (iv) 自己の裁量で指定通貨を支払える者 [ ]

### 償還関連の規定

20. コールオプション I： [該当する／該当しない]  
(該当しない場合は本欄の残りの項を削除)
- (i) 任意償還日： [ ]
- (ii) 各債券の任意償還額およびその金額の計算方法（もしあれば）： 算定金額に対し [ ]
- (iii) もし一部償還の場合：
- (a) 最低償還額： 算定金額に対し [ ]
- (b) 最高償還額： 算定金額に対し [ ]
- (iv) 通知期間： [ ]
- コールオプション II（強制）： [該当する／該当しない]

(該当しない場合は本欄の残りの項を削除)

- (i) 任意償還日： [ ]
- (ii) 各債券の任意償還額およびその金額の計算方法（もしあれば）： 算定金額に対し[ ]
- (iii) 通知期間： [ ]
- (iv) 強制償還事由： [詳しく記入]
21. プットオプション： [該当する／該当しない]

(該当しない場合は本欄の残りの項を削除)

- (i) 任意償還日： [ ]
- (ii) 各債券の任意償還額およびその金額の計算方法（もしあれば）： 算定金額に対し[ ]
- (iii) 通知期間： [ ]
22. 各債券の最終償還額： 算定金額に対し[ ]
- 最終償還額が指数連動またはその他の変数に連動する場合：
- (i) 指数／算式／変数： [詳細を記入または添付]
- (ii) 最終償還額算定のための計算代理人： [ ]
- (iii) 指数／算式／その他の変数などを基準に最終償還額を算定する場合の規定： [ ]
- (iv) 決定日： [ ]
- (v) 指数や算式その他の変数を基準に最終償還額を決定することが不可能、非実際的または一時的にできないなどの場合の規定： [ ]
- (vi) 支払日： [ ]
- (vii) 最低最終償還額： 算定金額に対し[ ]
- (viii) 最高最終償還額 算定金額に対し[ ]

23. 繰上償還額： [ ]
- 債務不履行の場合やその他の場合の算定金額に対する繰上償還額またはその計算方法（必要な場合または要項に記載の規定と異なる場合：）

#### 当債券に適用する一般規定

24. 債券の形式： 無記名債券：



- [交換日に1通の恒久包括債券と交換できる仮包括債券]  
 [交換日に個別の確定無記名債券と交換できる仮包括債券]  
 仮包括債券に係る交換日： [ ]  
 記名債券：  
 [発行日に包括債券が手に入る]  
 [発行日に個別の確定包括債券が手に入る]  
 Fedブックエントリー債券：  
 [発行日にFedブックエントリー債券が手に入る]
25. 新型包括債券 (NGN) : [はい/いいえ]
26. 金融センターその他支払日に係る特別規定 : [該当なし/詳細を記入  
この欄は支払日および支払場所に関連します。第15(ii)、16(vi)および18(x)項が関連する利息期間の最終日ではないので注意してください]
27. 将来の利札用タロンまたは領収書を確定債券に添付する (およびタロンの満期日) : [はい/いいえ 「はい」 の場合は詳細を記入]
28. 一部払込債券についての詳細 : [該当なし/詳細を記入]  
発行価格の一部となる各支払金額および支払日 [および、支払いを怠った場合の規定 (もしあれば)、例えば公社による債券没収権や支払い遅滞に対する利息など]:
29. 割賦債権についての詳細 : [該当なし/詳細を記入]  
各割賦金額、割賦支払日:
30. リデノミネーション、リノミナライゼーションおよびリコンビネーションの規定 : [該当なし/次の規定を適用 : [ ]]
31. コンソリデーション規定 : [該当なし/次の規定を適用 : [ ]]
32. その他の規定 : 該当あり [詳細を記入]  
(i) 準拠法 : [ニューヨーク/英国/その他]

## 配布

33. (i) シンジケート団の場合、幹事の名前と住所および引受コミットメント : [該当しない/名前、住所、コミットメントを記入]  
(買取りベースでの引受に賛成している構成員、買取りベース以外での引受または売出しベースでの引受に賛成している構成員が幹事でない場合はそれぞれの名前と住所も加えてください)
- (ii) 条件合意日 : [ ]
- (iii) スタビライジング・マネジャー (もしあれば) : [該当なし/名前を記入]
34. シンジケート団ではない場合はデ [該当なし/名前と住所を記入]

イーターの名前と住所：

35. 引受総額およびコンセッション： 額面総額の[ ]パーセント  
36. その他の販売制約： [該当なし／詳細を記入]

## 責任

公社はこの最終条件書に記載された情報に対し責任を負うものであります [第三者に関する情報は [出典] から抜粋したものです。公社はそれらが正確に再掲されたものであり、 [出典] により発行された情報により確認可能であることを認識している限りにおいて、再掲した情報の正確さを損ない、または誤解を生じさせるような事実の省略を行っていません。]

公社を代表して署名する：

By: .....

正当な権限の下に

## パート B – その他の情報

### 1. 上場

- (i) 上場： [ルクセンブルグ/シンガポール/その他(記入)/なし]
- (ii) 取引許可： [当債券の取引を [ ] で [ ] から開始する許可を申請済みです。] [該当なし]
- (追加証券の発行の場合は、原証券はすでに許可済みであることを明記する必要あり)

### 2. 格付

- 格付： 発行予定の当債券の格付は下記のとおり：
- [S & P： [ ]]
- [ムーディーズ： [ ]]
- [[その他]： [ ]]
- (上記の開示は当プログラムにより現在一般的に発行されている種類の債券に対する格付であることを反映したものとし、当該発行に特別な格付がなされた場合はそれを反映させる)

### 3. [ [当発行/募集] に関与する自然人および法人の利益]

目論見書の「募集の方法」の項に述べてあることを別にしても、公社が関知している限りにおいて、当債券の募集に関与することで大きな利益を得ている者は一人もいません。]

### 4. 運用情報

- ユーロシステムの適格基準を目指す形の保有を意図している： [はい][いいえ]
- [「はい」という回答は単に当債券が発行と同時に ICSD を共同保管機関として預託される債券となるよう意図されたものであることを意味しており、必ずしもユーロシステムの金融政策や日中与信取引の適格担保となることを、発行時も存続中も意図するものではありません。そうした評価はユーロシステムの適格基準をいかに満足しているかに掛かっています。][「はい」を選択した場合は当債券が NGN 形式で発行されることを上記に加えておくこと]
- ISIN コード： [ ]
- 共通コード： [ ]
- CUSIP： [ ]
- CINS： [ ]
- ユーロクリア (Euroclear Bank S.A./N.V.)、クリアストリーム [該当なし/名称と番号を記入[住所も]]
- [連邦準備銀行のブックエントリーシステム]

(Clearstream Banking, *société anonyme*)、DTC (The Depository Trust Company) 以外の決済機関とその ID 番号：

交付： 支払い [と引換に／なしで] 交付

その他の支払代理人の名前および住所 [ ]  
(もしあれば)：

## 5. 全般

該当する TEFRA 免除： [C ルール／D ルール／該当なし]

国際金融公社  
の主たる事務所  
2121 Pennsylvania Avenue, N.W.  
Washington, DC 20433  
U.S.A.

財務代理人  
ニューヨーク連邦準備銀行  
33 Liberty Street  
New York, NY 10045  
U.S.A.

包括代理人、主たる支払代理人、  
登録機関兼名義書換代理人、交換代理人、決定代理人兼計算代理人

**Citibank, N.A., London Branch**  
21<sup>st</sup> Floor, Citigroup Centre  
Canada Square, Canary Wharf  
London E14 5LB

シンガポール支払代理人  
**Citibank, N.A., Singapore Branch**  
5 Shenton Way, #06-00  
UIC Building  
Singapore 068808

上場代理人(ルクセンブルグ)、支払代理人  
兼 名義書換代理人  
**Dexia Banque Internationale à Luxembourg S.A.**  
69 route d'Esch  
Luxembourg, L-1470  
Luxembourg

公社の監査人  
**Deloitte & Touche LLP**  
555 12<sup>th</sup> Street, N.W.  
Washington, DC 20004-1207  
U.S.A.

ディーラーの法律顧問

英国法担当  
**Linklaters LLP**  
1345 Avenue of the Americas  
New York, NY 10105  
U.S.A.

ニューヨーク州法担当  
**Sullivan & Cromwell LLP**  
1701 Pennsylvania Avenue, N.W.  
Washington, DC 20006  
U.S.A.